

令和2年第4回町議会定例会会議の経過 (12月8日)

議 長 皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。  
(午前9時00分)

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、前日に引き続き、一般質問を行います。

通告順位7番、議席番号9番、児玉洋一議員。

9 番 児 玉 皆さん、おはようございます。

議席番号9番、児玉洋一でございます。一般質問通告書にのっとり、一般質問をさせていただきます。

私からは、新たな広域連携で魅力あふれるまちづくりについて質問をさせていただきます。

令和2年11月1日現在、当町の人口は9,974人となり、山北町第5次総合計画後期基本計画に掲げる2023年の将来人口1万1,000人を大きく割り込み、この先も人口減少に歯止めをかけるには難しい状況にあります。

このままいけば、10年先20年先の町の将来はどうなるのでしょうか。

総合計画のスローガンでもある「みんなでつくる 魅力あふれる元気なまち やまきた」とはいかなるものなのでしょうか。不安は尽きません。

子育て支援や教育環境など、きめの細かい町民サービスは目につきます。しかし、将来の町の姿を描くには、関係自治体を巻き込んだもっと壮大なブランドデザインが必要ではないでしょうか。

町民一人一人が活力あふれ、魅力あふれる将来の山北町をつくっていくために、県西地域の広域連携はもちろん、県域を超えた新たな広域連携の必要性があると感じ、以下の質問をします。

1、スマートIC周辺土地利用構想の進捗と、それを基にした道路整備、雇用促進、観光振興等を見据えた新たな広域連携が必要と思うが、どう考えるか。

2、「御殿場市と山北町における関係人口の創出・拡大に向けた相互連携協定」締結後の取組状況とその成果をどう捉えているか。

3、富士・箱根・伊豆交流圏(SKY広域圏)を形成する幹線道路の整備

促進に対し、静岡・神奈川・山梨の3県及び国を交えた検討組織立ち上げなど、積極的な働きかけが必要と思うがどう考えるか。

以上です。

議長 答弁願います。

町長。

町長 それでは、児玉洋一議員から「新たな広域連携で魅力あふれるまちづくりを」についての御質問をいただきました。

初めに、1点目の御質問の「スマートインターチェンジ周辺土地利用構想の進捗とそれを基にした道路整備、雇用促進、観光振興等を見据えた新たな広域連携が必要と思うがどう考えるか」についてであります、町では、

(仮称)山北スマートIC周辺地域において、産業・観光の新たなゲート空間としての土地利用展開を図り、観光・交流・人口の増加と新たな産業振興につなげるため、本年3月に「(仮称)山北スマートIC周辺土地利用構想」を策定いたしました。

策定後の取組状況につきましては、神奈川県知事らが出席する足柄上地域首長懇談会や、県議会議員との政党ヒアリングにおきまして、本構想の実現に向けた県の支援を要望し、また、県西土木事務所や中日本高速道路株式会社などの関係機関に対しても、本構想を説明し協力をお願いしております。

また、地元の御意見を伺うため、清水あり方研究会に本構想について説明するとともに、庁内関係課による調整会議を設置し、現在、本構想の事業化に向けた検討を進めているところであります。

(仮称)山北スマートICが完成することにより、本町へのアクセス性が向上し、観光入込み客の増加や企業活動の活性化などが期待されております。

さらには、新たな広域的な交通拠点が形成されることにより、県西地域や県域を越えた広域的な地域活性化へつながることも期待されております。

こうした整備効果を引き出すためには、スマートICと接続する県道76号や国道246号などの道路環境や、スマートICを起点とした町内外にわたる広域観光ルートを強化するなどの取組が必要となってきます。

このため、(仮称)山北スマートICが県西地域の新たな玄関口としての役割を果たすことができるよう、広域的な地域活性化につながる方策につ

て、国、県や関係自治体と一層の連携を図ってまいります。

次に、2点目の御質問の「『御殿場市と山北町における関係人口の創出・拡大に向けた相互連携協定』締結後の取組状況とその成果をどう捉えているか」についてであります。本協定は、御殿場線であつながつているものの、生活圏域の違いから交流する機会の少なかつた御殿場市と本町とが、関係人口を創出、拡大することで、2市町の相互の課題解決、御殿場線沿線地域の活性化を図るため、本年3月17日に締結いたしました。

この協定に基づき最初の取組として、まずは観光振興の観点から、イベント交流を実施することで2市町の観光資源や特産品などをお互いに情報発信し、関係人口の創出、拡大などにつなげていく考えでありました。

しかしながら、今年度は新型コロナウイルスの影響により、2市町において、ほぼ全てのイベントを中止せざるを得ない状況となっております。

こうした状況下ではございますが、御殿場市からの御提案により、やまきたブランドに認定しております「獅子ゆず」を市の職員の方にあっせん販売し、本町の特産品を御殿場市へPRするとともに、新たな販路を創出することができました。

現在、コロナ禍という状況の中、イベント時における交流事業の実施が困難な状況ではありますが、今後の動向などに注視しながら、交流事業の取組について御殿場市と一層の連携を図ってまいります。

次に、3点目の御質問の「富士・箱根・伊豆交流圏（SKY広域圏）を形成する幹線道路の整備促進に対し、静岡・神奈川・山梨の3県及び国を交えた検討組織立ち上げなど、積極的な働きかけが必要と思うがどう考えるか」についてであります。富士箱根伊豆交流圏における広域的な行政課題については、圏内38市町村で構成される「富士・箱根・伊豆交流圏市町村ネットワーク会議」と、山梨、静岡、神奈川県で構成される「山梨、静岡、神奈川三県広域問題協議会」とで連携を図り対応しております。

特に、この圏域における幹線道路整備については、「三県広域問題協議会道路検討部会」で、県が中心となり、路線ごとに関係市町村と意見交換や検討を行い、整備に向けての課題や今後の方針などを整理し、定期的に国への要望活動を行っております。

本町におきましても、県境をまたぐ道路整備については、長年にわたる課題となっており、私もその必要性については十分認識しているため、本年度から県西土木事務所など、県関係課職員との意見交換会を始めたところであります。

当面は、この意見交換会の中で調査研究を進め、本町における広域的な道路整備の在り方や効果、必要性などを明確に整理し、検討の進捗や熟度の高まりに応じて、国・県や関係自治体に整備促進に向けた働きかけをしてまいりたいと考えております。

議 長 議席番号9番、児玉洋一議員。

9 番 児 玉 児玉でございます。

御答弁いただきました。

再質問のほうをさせていただきたいと思いますが、まず、昨日6人の議員のほうから一般質問、町側から御答弁いただきましたけども、どうでしょうね、全体的に見て、魅力あふれる元気な前向きな御答弁がいただけたかなと思うと、ちょっと残念な気持ちもします。

ぜひ、これからの事案は、魅力あふれる元気な前向きな御答弁を期待しつつ再質問に入らせていただきたいなと思いますけど。

まず最初に、スマートインターチェンジの関係ですけども、昨日、堀口議員がバトンを渡してくれました。山北駅前が玄関口ではこれからではなくて、スマートインターチェンジが玄関口であると考えているという御発言がありました。

まず、ここ確認させてください。間違いないですか。

議 長 町長。

町 長 はい。私もいろんなところを行ってますけども、やはり道路のインターチェンジ、それから新幹線の駅、それから国鉄とか何かの今はJRですけど、JR、あるいは私鉄の駅、これらが皆さん、町なり市の玄関口になるということで、特に東北のほうを見てますと新幹線が開通して、あっという間に新幹線の駅が玄関口になるというような、たまたま私が行ったのは八戸でしたけど、全然、八戸から離れているんですけど、だんだんだんだんあの辺が玄関口になってくるような雰囲気を感じております。

山北町におきましては、当然、JR山北駅は、当然、今までどおり、玄関口ではありますけれども、しかし、おそらく新東名が開通したときには、山北という地名も、やはりそういったような、スマートインターから出たときに山北、あるいは丹沢湖というようなイメージが起きるのではないかと、また、そういうふうに我々としては努力していかなければいけないのではないかと、そういうふうに思っております。

議 長

児玉洋一議員。

9 番 児 玉

ありがたい御答弁をいただきました。

まさに、私もそういった思いでございます。

これまで、やっぱり山北、小さな山北駅前におきましては小さな拠点づくり、今、東山北、昨日もありましたけども、東山北1000計画、山北、東山北と来ましたから、ぜひ谷峨駅周辺、スマートインターチェンジ周辺をこれから玄関口として、いろんな部分で開発を進めていっていただきたいと、そういった思いでもございます。

ただ、やはりこれ、私も今年の3月も同じような質問をさせていただきましたし、おそらく、ほかの議員からでも、それ以前から、やはりあの辺、清水地域周辺がどうなってくるのかといったところについては、もうずっと青写真が描けてないから、何とかどんな絵になるのかといったところだけでも示してくれといった話をずっと進めていました。

コロナ禍でなかなか集合会議ができないという状況ではありますけど、やはり、あと3年といったところでもございますので、この辺り、かなりスピード感を持ってどこかのタイミングで具体的な構想を示すべき時期なんじゃないかなと思っているんですけど、現在の進捗、それからどの辺りの時期で発表というか説明を考えているのか、改めて確認をさせていただきます。

議 長

町長。

町 長

私のほうでも、様々なやり方があると思っておりますけども、例えば、鉄道の町として、今、D52のほうをやらせていただいております。あれも同じですけども、一つやって、それでぼんといくということはちょっと無理だろうと、やはり長く続けていかなければ、そして、一つ一つ整備していかなければ難しいというふうに思っておりますので、やはりその方向性を示す、一番基本にな

るのはスマートインターができますと、ふれあいビレッジであるとか、あるいは道の駅というのが、まず玄関口になるだろうと、まず、そのところはどうしても外せないだろうと。それから、いろいろな看板ではございませんけども、そういったものの中に、やはり町が目指すべき方向性をはっきりと打ち出したほうがよろしいのではないかと。当然、開通したときに全ての施設ができるということはありませんけども、それから、例えば10年、20年かかっても、そういった方向性の中で周りの整備をしていく、そういうようなことをやはり私のほうとしてはやっていけたらいいのではないかというふう考えております。

議 長 児玉洋一議員。

9 番 児 玉 今の町長の御答弁では、まあ全体のぼやとした構想だと思うんですね。ただ、もうぼちぼち具体的な、ここに何ができる、何を造る、それをいつまでにやるというのが、少なくとも地元の住民に対しては説明がそろそろ必要なのではないかなと、まあ議会でも御存じのとおり、おしゃべりC a f eなんかを通じて、つい先日、清水地域でもおしゃべりC a f eをさせていただきましたけど、ほとんどそれですよ、やはり。清水、その辺のインターチェンジの周辺がどうなるのって、それが、まだ何も説明ないんだけどという話なんですね。要は、ふれあいビレッジと道の駅の山北も、そこは、まあ当然なんでしょう。ただ、下りてから、今、町長の御答弁にあったように、車をどっちに流して、例えば先日の御答弁でも大野山のハイキングコースとか、いろいろお話ありました。橋が見える何か観覧台とか、何かそういうものを造るであるとか、ふれあいビレッジから川を橋とか石畳か何かで渡して道の駅につなげるようにするとか、いろんなお話いただきましたけど、結局、その部分の説明がまだ何もないよという話なんですね。なので、要は、これがいつ提示されるのかといったところが一番気にかかっているところなんです。

その辺り、もしお示しいただければお願いします。

議 長 町長。

町 長 はい、おっしゃるように、いろいろな考え、町でも、あるいは皆さんからもいただいております。

その中で、やはり使う場所が県の土木の関係、あるいは様々な県道の部分に入っております。ですから、今一番喫緊にやらせていただいているのが、ふれあいビレッジも、災害が2度、ああいうふうにあったということ、水路を変えたいということで、今交渉をさせていただいております。

また当然、その下の今の中日本さんあたりが新東名で使っているようなところも、河川区域になりますので、当然、それについては県のほうの承諾が得られないと、なかなか難しいと、まあ、そういったような中で、当然そういったようなことを今一番最優先で、それが大体めどがつけば、皆さんにどのような、そこを使って構想ができるかということが示せると思えますけれども、その利用ができないのに勝手に絵を描いて、当然、県のほうから何考えてるんだというようなことになりますとやはりまずいんではないかというふうに思っておりますので、そういった様々な関係では、やはり国のいろいろな保安林であるとか、あるいは様々な規制がございますので、それらを慎重にクリアしながら、そして皆さんの、地元の人たちと一緒に、そういったランドデザインを描いていければいいかなというふうに思っております。

議 長 児玉洋一議員。

9 番 児 玉 やはり、県なりいろんなこの関係部署の承諾得ながら進めていかなければいけないというのは、我々も承知をしているところではございます。

ただ、やはり、この話もずっと前から言っているんで、できるところのことなら、もう早めに、早め早めにまさに広域連携、県と一緒に、あとは地元のあり方研究会等もございますから、積極的にスピード感を持って進めていただきたいなと思います。

また、あえて、ちょっとここで質問させてもらいますけど、やはり、この土地利用構想については、周辺やっぱり直径5キロの範囲というお話もありました。やはり、今みたいなお話を伺うと、やっぱりあそこを玄関口として考えるのであれば、やはりここは5キロとは言わずに、先を見た10キロ、20キロ、そういったところの範囲も必要になってくるのではないかなと思いますけども、その辺り、改めてお考えはどうでしょう。

議 長 町長。

町 長 やはり、当初の計画ですと、1日数千台というような、利用するだろうと  
というような予定でございますけど、スマートインターについてはね。それら  
がどういう人たちをターゲットに、どういうところへ持っていかなければい  
けないかというのは、非常に難しい判断だというふうに思います。

今までの丹沢湖マラソンとか、様々な花火とかを見ていて、お分かりのよ  
うに、どうしても道路事情が、まだまだインフラが整っておりません。また、  
駐車場等も整備が完璧ではない。そういったような中で、むやみに、ただぼ  
んと観光客を入れるということは、やはり難しいのではないかと。やはりタ  
ーゲットをしっかり絞って、こういう人たちはこういうところに来てほしい、  
このぐらい来てほしいというような、やはりそういった目標をしっかり持ち  
ながら、それに対して、どういう設備を、インフラをやっていくのか、そう  
いったようなことが、やはり一番大事ではないかというふうに思っております  
ので、ただ、それが一つではなくて、複数で、当然考えていかなければい  
けませんから、家族連れであるとか、あるいは、山を好きな方とか、あるい  
は別のいろんな自転車をやる方とか、あるいは今山北町がSUPをやってお  
りますけれど、そういったようなことも含めて、どういうターゲットをどう  
いう時期にどういうふうに来ていただくかということは、非常に大事な考え  
方だというふうに私は考えております。

議 長 児玉洋一議員。

9 番 児 玉 それと、最初の答弁書の中にもありました、庁内関係課による調整会議を  
設置し、現在、本構想の事業化に向けた検討を進めているといったところで  
すけど、あの辺り、もう少し詳しく、どういったセクションがどういった事  
業化に向けた検討を進めているのか、いわゆるオフィシャルな会議なのか、  
組織なのかどうかといったところなんです。

議 長 企画政策課長。

企 画 政 策 課 長 スマートインターチェンジの土地利用構想の庁内の会議体の関係でござ  
いますけれども、これにつきましては、関係課といたしまして、財務課、都  
市整備課、商工観光課、新東名対策室、事務局が私ども企画政策課という形  
になってございまして、全て課長の出席を求めている会議体でございます。

それで、1回目の会議を10月に開催いたしまして、その中でスマートイン

ターチェンジ土地利用構想の関係の整備を進めるに当たっての課題の整理ですとか、進め方について確認をいたしました。

その中で、3月定例会の際の全員協議会のときにスマートインターチェンジ土地利用構想、御説明申し上げたんですけれども、構想は、後ろのほうに展開イメージということで、①から⑤まで示させていただいております。その中で、展開イメージの①スマートインターチェンジ周辺のゲート景観の演出という部分、それと展開イメージの⑤道の駅山北周辺での情報スポットの整備ということで、この2つについて優先的に進めていったほうがいいんじゃないかというような方向性を出させていただきました。

これにつきましては、土木さん、県西木事務所ですとか、NEXCO中日本さんのほうの関係もございますので、土木さんのほうとNEXCOのほうには、一応、町のほうでは、この2つをちょっと先に進めたいというような話をさせていただきまして、展開イメージ①については、スマートインターの造成のり面の景観づくり等もありますので、これについては、NEXCOさんのほうにちょっと町のほうから、ぜひとも協力をしていただきたいというようなお願いをまいりました。

展開イメージ⑤につきましては、現在あるオアシス公園の部分の再整備等もありますので、こちらについては、河川の関係の許認可の関係が出てまいりますので、土木さんのほうにお話をいたしまして、早い段階から調整を進めてくれよみたいなお話をいただきました。

これについて、展開イメージの①⑤については、今後、庁内の調整会議、この会議を年度内にもう一回開催させていただいて、具体的にどのような形で整理を進めるのかというのを町のほうも方向性を出していきたいというふうに考えておまして、来年度、具体的な構想図というんですか、そういうものをつくっていかうかなというふうに考えております。

議 長 児玉洋一議員。

9 番 児 玉 ぜび、この庁内関係課による調整会議を有効に活用させていただいて、関係機関を巻き込んでスピード感を持って、構想実現に向けた取組を進めていただきたいと思っております。

道路整備に関しての質問もあったんですが、ちょっとこれは最後のほうに

します。

雇用の、この今のスマートインターチェンジを拠点とするのかどうなのかといったところもあるのですが、雇用促進の部分について、ちょっと確認させていただきたいんですけども。

これ先日、昨日も話ありました総務環境常任委員会で小山町行ってまいりまして、相変わらず、この小山町の取組には衝撃を受けて帰ってくるわけですから。

小山のスマートインターチェンジ、あそこもできますね。スマートインターチェンジ周辺の土地利用構想、小山のですね。あれはもうすごいですね、動線が明確なんです。民間企業とか、第三者を巻き込んで内陸フロンティアの工業団地のほうに流すのか、富士スピードウェイに流すのかというのが、もうかなりランドデザインがしっかりと描けていると。それには、相当な第三者の力というものがあつたんだとは思いますが。

工業団地に関しては、昨日もありましたけど、企業求人が追いつかないという話ですね。これは昨日、町長のお考えで、湯川町長とはお考えがちよつと違うんだという話もありましたけれども、いまだに2,000人雇用が不足しているそうです。私も個人的に小山の担当課長とちよつと付き合いがございまして、いろんな話、あれから、あの後も聞かせていただけたんですけども、やはり、小山はかなりラブコールを山北町のほうに送っているという話なんです。

なので、昨日の御答弁の中で、たしか定住対策課長、御答弁いただいたかと思うんですけど、小山町とか、御殿場市の職員連携みたいなのも考えていきながら雇用促進について検討していきたいなんて御答弁いただきました。

この辺り、お考え改めて伺いたいんですが。

議 長  
定 住 対 策 課 長

定住対策課長。

先日、そのようなお答えをしております。

その趣旨が、今までは定住の関係で、今まで人口対策として、いろんな情報を発信するのが、横浜、川崎、東京、あちらの方面がメインになっていたというのが現状でございます。

ここで、御殿場市と協定を結んだときに、やはり御殿場のほうでは働く

ころはあるんだけど、働く人がいないというような関係の中で協定を結ばせていただいているような現状がありますので、逆に、今その募集を東のほうに向けていたのを逆に西のほうにも向ける必要があるのではないかというような考えの中で、今まで、そういう職員同士の交流もありませんでしたので、これを一つのきっかけとしまして、小山町とは協定という形はできてないんですけど、近隣ということもありますので、そういうところを踏まえて、まずは職員同士である程度の交流というか、そこら辺の話をしていきながら、逆に言うと、そこから募集のほうにかけていきたいなという趣旨で昨日答弁させていただいております。

議 長 児玉洋一議員。

9 番 児 玉 まさに望んでいた答弁がいただけまして、御殿場市とは協定結んだけど、小山とは協定は結べてないと。やっぱり小山と御殿場と雇用促進に関して、山北町が、今、西に向いたって非常にいいことだと思うんです。

昨日、町長もビジネスモデルを川崎、横浜からこっちに持ってくるのは難しいというお話もありました。まさに、やはり西に向けて、真隣の小山町であるとか、御殿場市はせっきやく協定も結んでいるんですから、御殿場の話、後でしょうかと思ったんですが、今出ましたからちょっとしちやいますけど、この先、やはり小山町とも御殿場市とも連携、協定結んでますんで、この辺り、やっぱり雇用促進に関する具体的な、大きな協定を締結するなんていう話じゃなくて、今おっしゃられた雇用促進に関して特化した雇用促進協議体みたいな、そんなような組織をつくって、山北、小山、御殿場、言ってしまうと松田町ぐらいの、この御殿場線沿線を巻き込んだ周辺地域で具体的な協議体みたいなをつくって、雇用促進に関する何か前向きな検討を考えたらどうかななんて、そこの辺り、町長お考えどうですか。

議 長 町長。

町 長 おっしゃるように、今、雇用促進について議論してるわけですけども、とにかく、このスマートインターチェンジで欲張りして、道路整備と雇用促進と観光振興やりたいというような大きな枠組みを持っております。

その中での雇用促進でございますけども、一つには、今、児玉議員がおっしゃったような、今現在、山北町に住んでいらっしゃる方の雇用を、小山、

御殿場のほうに広げていくと、これは、もう当然やらなきゃいけないと。

もう一つは、当然、人口減に悩んでおりますから、山北に住んでいただいて、そして向こうへ通っていただけないかという、こういう欲張りな考えを当然持ってるわけです。そうしますと、やはりそれに付随して、住宅は建てたけど、学校はどうするのか、スーパーはどこにあるのか、コンビニはどこにあるのか、そういったような当たり前の、今、生活していく皆さんにとっては、ごくごく当たり前のことが、どの程度満足していただけるか、そういったようなことが当然移住政策には欠かせないというふうに思っております。

そういう中で、今現在、東山北におきましては、徐々に完備しつつあるというふうには認識しておりますけども、玄関口になる清水地区については、これからそういったことを整備していかなければいけない。しかし、皆さん民間企業ですから、スーパーマーケットに来てほしいと言っても、おいそれとは行かない。そうしますと道の駅とか何かにそういった機能を若干持っていただくような、そんなようなことも一時的には考えていかなければいけないだろうと、そういったような様々なことを考えながら、当然、今、児玉議員がおっしゃったような雇用促進に対する協議会というのも当然考えていかなければいけないというふうに思っております。

議 長 児玉洋一議員。

9 番 児 玉 今、移住定住の話も出ましたけど、スマートインターチェンジができるのは、当然、清水地域で、その先にあるのは三保地域ですから。清水、三保の方々が、生活拠点としてるのは、いろんな話聞くと、やはり小山町とか御殿場のほうに買物に行くという方多いんですね。私もこういう立場であるので、なるべく山北のほう使いますけど、もしかしたら、ただコンビニに行くだけだったら県境のコンビニに行ったほうが近いのかも知れません。そういった部分で、生活拠点がやはり西に向いてるとするのは、清水、三保の住人の多くは、おそらくそういった方たちが多いのかなというふうに思っています。

働く場所も、おそらくはそこに工業団地ができるのであれば、15分から20分で行けますから、そういったところを考えると、移住定住の話が出ましたけど、これは夢ある話で、御見解を伺いたいんですが。

どうでしょう、清水、三保地域に住宅エリアみたいな、そういったものの

お考えみたいなのはありますか。

議  
町

長  
長

町長。

昨日もちょっと申し上げましたけども、私は三保地域においては、少なくとも玄倉と箒沢はそのままテーマパークだろうというふうに思っております。そういったような発信がうまくできれば、そういったところに住んでみたいという人は増えるんじゃないかというふうに思っておりますけど、一般的な三保ダムの周辺であるとか、中川温泉の近くということになると、やはり、その辺は、皆さんと協議しながら、その不安部分、特に、今、児玉議員がおっしゃったような、コンビニは向こうの西のほうへ行ってる、あるいは買物は向こうのほう西のほうへ行っているといったようなことをどういうふうクリアできるかというようなことが一つ考えられるんじゃないかなというふうに思っております。

様々な方法があるとは思いますが、やはり地域の方が、そういうふうな積極的な考え方の中でやっていこうというようなことがないと、町としても勝手に絵を描いてということではできませんけども、共同で、例えばふだん使うようなものは、例えば冷凍で全部皆さんで共同購入するとか、そういったようなことも、例えばコストコみたいなところを使えば、そういったこともできるんじゃないかなというふうに思いますし、また一般的なものについては、やはり自分で行って、選ぶ楽しさというんですか、そういったようなこともあるでしょうから、やはりそれについては、何回かは御殿場とか小山のほうに行くのも、当然必要だろうというふうに思っております。

そういったようなことが住んでいただける方に提供できることによって、三保のよさというんですか、特に、今、鹿島山北高校が行っておりますから、高校、あるいは受験に対しての中学というようなことも特徴としてやれるんじゃないかというふうに思っていますので、そういったような子育てについても、あるいは特にそういった学力についても、独特のものが、もし皆さんの御希望があれば進めていけるんじゃないというふうに思っております。

議

長

児玉洋一議員。

9 番 児

玉

魅力あふれる元気なまちづくりに向けた御答弁をいただけたと思ってます。公共交通とか道路とか雇用とか観光とか、何でもいいとは言いませんけど、

山北町単独では、もうこれから難しいので、広域連携といったところで、ぜひ進めていっていただきたいというふうに思っています。

一番こわいのは、スマートインターチェンジが結局できただけでしたという話が一番こわいで。何も変わらない、人も来ない、周辺土地も変わらない、お金が落ちない、こんな結果にならないように、それだけは、ぜひ避けていただきたいと、あと3年しかないので、スマートインターチェンジをきっかけとして、いろんな多方面と広域に連携を進めていただいて、魅力あるエリアにと努めていっていただきたいと思います。

次に移りますが、御殿場と相互連携の関係ですけど、先ほど少し触れさせていただきました。なかなかこの中で難しい面もあったかと思いますが、改めてこの御殿場市との相互連携協定を結んだ先にゴールはどこに設定するのかといったところなんですけど、改めてちょっとお考えを伺います。

議 長  
企 画 政 策 課 長

企画政策課長。

御殿場市との協定の関係でございますけれども、今ゴールはどこに定めるのかというふうな御質問だったかと思いますが、当初、この協定を結ぶに当たりまして、御殿場市長と湯川町長のほうと締結式を行いました。

その際に、まず首長さんのほうから話があったのが、まずは観光的な交流から、取りあえずは進めたらどうかというような話がありまして、御殿場市のほうで、例えば山北祭りということで山北町を紹介する祭りを開いたり、あるいは山北町で御殿場市を紹介する祭りを開いたりするのはどうかというようなお話と、あと両市町の特産品を使ってコラボした商品ができないかとか、そういうお話がありまして。まずは御殿場市さんには山北町のことをよく知っていただき、山北町については御殿場市のことをまずよく知っていただくような取組を進めようという形になりまして、それが、先ほどからいろいろお話が出てます雇用の関係ですとか、山北町におきましては働く場所が少ない関係で、ほかのところに働きに行くような方が多いというような状況の中で、先ほどからお話出てますように、御殿場市のほうでは働く方が不足してるというようなことで、まずは御殿場市民の方、山北町民の方に、双方の自治体のよいところ、悪いところをまず知っていただいて、そういった中で関係人口をどんどん増やしていった交流を深めた中で両市町の発展に

つなげていこうというようなことで、最終的には、要は交流人口増やして両市町の地域活性化を図っていくというようなところが最終的に目指すところだというふうに認識しております。

議 長 児玉洋一議員。

9 番 児 玉 これ、非常にいい取組だと思うんですね。連携、県をまたいだ神奈川県と静岡の両市町が相互連携協定を結ぶというのは、やっぱりとってもいいニュースなんだと思うんです。これを生かす手はないとやっぱり思っているんです。

県内で結ぶとかはよくある話かもしれませんが、昨日の話、小山は秦野と結んだと話ありましたけどね。そこの部分も、やっぱり山北、小山、御殿場、ぜひ連携をするといったところは、いろんな諸般の事情があるでしょうから難しいのはあまり突っ込みませんけれども、関係人口の創出であったり、雇用促進であったり、イベントでの交流なんていうのは、こういった協定を結んだから、かなりやりやすくなってくるのではないかなと思うんです。なので、ぜひこの辺りは積極的に進めていっていただきたいかなと思っています。

今後の展開も含めて、ここの御殿場市との相互連携の協定、それから一緒に小山も巻き込んじゃおうかみたいなお考え、町長どうですか。

議 長 町長。

町 長 御殿場市さんとは、若林市長とお話をして、方向性として、そういうことがいいじゃないかということでお互いに協定を結ばせていただきました。

多少のそれぞれの微妙な違いは多分あるんだろうと、こちらはこちらで思っていること、市長は市長で思っていることは多少あるんだと思いますけど、大きな方向性としては同じようなことを考えていると、例えばそういったような物産であるとか、観光の紹介のほうから入って行って、私のイメージとすれば、やはり最終的には人材交流かなというふうに思っております。

職員同士の交流というのから始めて、当然その、お互いに交換するとかそういったようなことありますけども、それはそんなに難しくはないだろうとは思っていますけど、最終的には山北の民間の人たちがそちらのほうの審議会に入って、向こうからの人がこちらの審議会に入るような、そういった

ようなことができるかどうか、そういったようなことができれば、かなり交流としてはすばらしい成果が出るのではないかとこのように考えております。

議 長 児玉洋一議員。

9 番 児 玉 ぜひ前向きに、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次に、3番目、SKY広域圏についてといった形で質問させていただきます。

まず、最初の御答弁の中にありました、三県広域問題協議会道路検討部会、この辺り、もう少し詳しくどんな組織なのかといったところで御説明いただきたいと思います。

議 長 企画政策課長。

企 画 政 策 課 長 三県広域問題協議会ということで、先ほど町長の御答弁の中にもございましたけれども、こちらの協議会につきましては、構成団体が、山梨県、静岡県、神奈川県ということで各自治体は入ってございません。県単位の協議会になります。

その中で、協議会の中に、先ほども話に出てまいりました道路検討会という会と、あと富士箱根伊豆地域広域将来構想協議会という会がございます。その中で、いろいろ富士箱根伊豆交流圏の関係の課題を整理して、様々な協議を行っている組織という形になっておりまして、この県の協議会につきましては、市町村のネットワーク会議、こちらのほうにも様々な情報を提供していただくとともに、財政的にもこの県の協議会から市町村ネットワーク会議のほうに補助金というようなものもいただいているような状況でございます。2つの市町村のネットワーク会議と、この県の協議会、連携を図りながらSKY圏の様々な課題等について協議をしているというような状況でございます。

議 長 児玉洋一議員。

9 番 児 玉 今、県が中心にというお話ありました。ここの質問の私の趣旨というか、落としどころというのは、ここの部分の県中心をきっかけとして、各自治体が例えば、幹線道路計画であるのであれば山北、道志なのか、北の相模原なのか、小山町なのかといったところの、この三県広域問題協議会道路検討部会がきっかけに、少しくも絞って絞込んだというか、そういった組織が立

ち上がってくるのがいいこと、いい筋道なんじゃないかなと思っているんですが、その辺りは、今具体的には進められてはいないということですか。

議 長 企画政策課長。

企画政策課長 具体的には進めていない状況でございます。

先ほど、町長の答弁の中に、今、神奈川県さんの御協力をいただいて、山北町の広域的な道路ネットワークに関する意見交換会というものを開いているところでございます。これ、県西土木事務所さんの工務部長さんですとか、道路都市課長さん、あるいは県西地域県政総合センターの企画調整部長さんですとか、課長さんにいろいろ御参加をいただいております、町のほうは、私どもの企画政策課と都市整備課のほうでいろんな議論を行っているところでございます。

その中で、山北町において広域的な道路ネットワーク、どういう形が望ましいのかということと、あと現在、要は三保地域から抜ける道路がないということで、秦野峠林道ですとか、あるいは犬越路林道、それと県道76号がビジターセンターのところで止まってしまっておりますので、そこから先の整備はどうなのかというような議論ですとか、あるいは、先般、一般質問でも出ました、世附から小山に抜ける林道、水ノ木幹線林道、この辺りを中心に今課題等の整理をしているような状況でございます、まだ現在、差し当たり現地調査から始めようということで、現地調査全て済んだ後に道路の必要性、あるいは課題ですとか、今後の進め方をまとめていくというような状況になっておまして、まだちょっと調査の段階でございますので、なかなか、そういう公の場に御提案できるような材料もございませんので、そういった中で、この意見交換会で、ある程度整理した中で、その先に進めるような形を取りたいということで、関係する自治体さんですとか、あるいは県ですとか、国のほうに、町のほうの考えを最終的には提示できたらいいのかなというふうな形で、現在、意見交換会のほうを進めているというような状況でございます。

議 長 児玉洋一議員。

9 番 児 玉 今まで、いわゆる頓挫をしていた部分だったのかもしれませんが。丹沢湖から北へ抜ける道、または東へ抜ける道、西へ抜ける道について、まずは山北

町と神奈川県が中心となって、一回意見交換会を含めたちょっとそういう組織体みたいなのをつくったというお話だったかと思います。

神奈川県ですから、やはり、ここはSKY圏とはまた別にした、これは、私も先日一般質問させていただきましたが、山梨、道志がちょっと難しいのであれば、今、林道としてつながって、犬越路を使った山北藤野線というんですか、その辺りを視野に入れた連携が必要になってくるんじゃないかという話ですが、とした記憶がございますが、いわゆる、先方は、今度そうなると相模原市になってくるわけです。

その辺り、今の現状が、山北側の熱意と、先方北側の相模原側の熱意、この辺りのギャップは、今どの程度なんでしょうか。

議 長 企画政策課長。

企画政策課長 今、犬越路林道の関係ですけれども、山北町側は、先般、現地調査をいたしまして、おおむね舗装は済んでおります。ただ、やはり土砂崩れとか、土砂の流出している箇所が何か所かございます。犬越路隧道を抜けて、相模原市側に入るわけなんですけれども、そちらについては、かなり林道が先般の台風の関係で荒れてるような状況でございまして、実際には、相模原市さんのほうに、山北町のほうでちょっとこういうことを今調査研究してるんだよという話は全くしておりません。ある程度、先ほども申しましたように、県との意見交換会の中で、ある程度、検討材料になるようなものを整理してからお話するようなことで考えておりますので、相模原市さんのほうには、具体的には何の話もしてないような状況でございます。

議 長 児玉洋一議員。

9 番 児 玉 ぜび、この辺りも必要性、防災の観点からも含めて、やはり丹沢湖から北へ抜ける道、北へ抜ける道というよりかはどこかへ抜けないと取り残されてしまうわけですから、その辺りは防災の観点からも、ぜび議論を進展させていただきたいなと思います。

ここは思いますからどうぞと言っても、分かりましたぐらいの答弁しかないと思うので、ここはこれだけにしておきますが、ちょっとSKY圏のほうに戻りますけど、これSKY広域圏、これ改めて確認しますが、SKY広域圏に対して、町側からの予算どれだけ今計上してSKY広域圏に関してや

っているのか。

議 長 企画政策課長。

企画政策課長 町側につきましては、富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議という  
ような会議体になりますけれども、毎年負担金として、1万8,000円を負  
担してる状況でございます。

議 長 児玉洋一議員。

9 番 児 玉 そうなんですよね、1万8,000円が38市町村でしたよね、が1万8,000円ず  
つということなので、50万、60万何がしになってくるかと思うんですけど、  
結局、これだけの予算で何ができるのかという話になってくると、我々、正  
副議長でも、昨年参加させていただきましたが、サミットですか、SKY  
交流圏サミットってやっているんですね。結局、これだけでは、これがきっ  
かけになって、やはり先ほどの広域連携なり、幹線道路計画なりというもの  
が結びついていかなければいけないんじゃないかなと思うんで、こういった  
ところの取組を新たに検討組織をつくったり、幹線道路計画に対する、そう  
いう組織体をつくったりというのが、やっぱり必要となってくると思うので  
すが、この辺り、町長お考えどうですか。

議 長 町長。

町 長 おっしゃるように、38の市町村が、そして、また3つの県が入ってますん  
で、会議として、非常に大きな会議で、我々もそこで意見を言っても、そん  
なに38分の1ぐらいの感じになってしまうということで、どういうふうにし  
たらいいかというようなことも聞かれております。

私として申し上げたのは、それぞれの課題について、小さな、今これを全  
部部会でやっておりますけども、我々首長が同じような問題があるところの、  
小さな部会ではないですけど、それぞれの首長が集まったほうが話が早いん  
じゃないかと、要するに違う問題がある首長と話しても、そのところは合  
わないということで、お互いに同じような問題を抱えている人たちが、例え  
ば、自分はこっちへ行きたいということは、あとは調整していただいて、そ  
ういうグループの中で会議をしたほうがより効果的ではないかというふうに  
考えておりますので、そういったような意見を述べさせていただきました。

非常に大きなサミットでございますので、本当に有効に活用できたらすば

らしくなるのではないかなというふうに思っておりますけど、逆に言えば、大き過ぎて、なかなか小回りが効かないというような欠点がございますので、そういった意味では、今後ともそういったようなことを生かしながら進んでいけたらありがたいなと思っております。

議 長 児玉洋一議員。

9 番 児 玉 まさに、そういった取組、SKY広域圏を通じて、小さな同じ問題を抱える自治体といろいろ話を、協議を進めていっていただきたいというふうに思っています。

昨日もこれあったんですけど、かながわ都市マスタープランという冊子があります。要は、交通軸の話がここに書いてあるんですけど、ちょっと分厚い冊子だけれども、県西地域のことは一、二ページしか載ってないんです。読み上げると、ちょっともう時間がないので読み上げませんが、要約すると、このページで書かれてるのは、SKY広域圏を通じて、酒匂川流域とか箱根とか湯河原を中心に質の高い都市づくりを進めますと、上郡北部のこと書いてないんです。上郡北部は自然豊かだから、自然環境なので手をつけませんみたいな、そんなように読み取れちゃう。酒匂連携軸を整備しますと書いてあるんです。酒匂連携軸ってどこかという、これ、おそらく国道で言うと、松田の、要は255ですね、国道255とか、大雄山線の沿線、この辺りは、神奈川県も整備をしているけど、要は、その先、北に抜ける、軸の名前でいうと、横浜足柄連携軸ってあるんですけど、これ東西に走ってる軸ですけど、これが山北町は、そこでは多分246のこと言っているんですけど、それが乗っかってるだけなんです。それと酒匂軸はぶつけるけど、そこから、やっぱり北に抜ける山北のエリアだけ見ると本当に空白なんです。見事なまでに空白。

そこは、やっぱりぜひ山北町長の立場として、県知事にも要望してるわけですから、北へ抜ける軸を、こんな太い軸なんか要らない、こんな細い軸でもいいので、ぜひこのマスタープランに乗っかってこないと、もうちょっと、どうなんでしょう、譲歩計画というわけではないですけど、そういう取組を、県に姿勢を見せるというのはいかがですかね。

議 長 町長。

町 長 そのこの、今の都市計画のマスタープランの件ですけども、私は、審議委員として3回、4回出てました。町村からは私1人、そして市からは、たしか前の加藤市長が、小田原の市長が入っておいりましたし、その前はどなただったかな、とにかく市から1人、町から1人というような枠組みで、審議会が20人、30人ぐらいかな、30人ぐらいでやるわけですけども、そもそも論として、都市計画の話をするわけですよ、ですから都市計画を立てたところが、私も審議委員でやりましたけど、例えば、私がやったときは、南足柄の大雄山線のところに道が入ったのは、30年、20年前のが、もう今では合わないから、これを撤回して、こっちにするとか、あるいは小田原市さんのほうの新しい海のところにできたところを道路として申請したいというような件がございます。そういったように、そこの中に出てくるのは、ほとんどが都市計画としてなった部分についての問題、そして、それをオブザーバーというか、審議委員の人には大学の先生方もおられますから、そういう先生方が方向性をいろんなことで、こうしたほうがいい、ああしたほうがいいというようなことでやる審議会でございますんで、その中で、例えば、町個々の土地計画がない部分について、まず、立ててから話を持っていかないと無理だろうというふうに思いますので。今、児玉議員がおっしゃったのは、どちらかというと、そういったような方向性のほうの、計画前の方向性の問題だろうというふうに思っておりますので、そういった意味では、確かに、山北町にそういった都市計画がございませんので、そういった表現になるんだろうというふうに、私のほうでは理解しております。

議 長 児玉洋一議員。

9 番 児 玉 時間がないので、そろそろまとめのほうに入らせてもらいますけど、今の都市計画の話ありましたけど、山北町はそうなんです。ただ、これを準都市計画区域の制度の活用について検討しますなんていう、神奈川県、このページにも書いてあります。こういう、これから都市となり得るであろう地域に関して、そういったところも含めて、ぜひ前向きに山北の町長として、ぜひ県にも訴えていっていただきたいと思っております。

最後になりますけれども、人口1万人も切りました。自分の子どもとか、孫とか、やはり10年後、20年後どういった山北町の将来像どういったものな

のかといったところです。

改めて、「魅力あふれる元気なまち やまきた」とはどんなものなのかといったところ、今回の広域連携を必要性という形で、私、質問させていただきましたが、その辺りも含めて、改めて町長のほうから最後に熱いメッセージいただけたらと思います。

議 長 町長。

町 長 現実的には、人口減少が、なかなか歯止めがかからないということで、本当に苦慮してるんですけども、これは、日本全体で人口減少が起きておりますので、そう簡単には解決しない問題だろうというふうに思っております。

そういう中で、山北町、今現在、関係人口を増やす、そして、またスマートインターが出来上がったときには大勢の方に来ていただいたり、また住んでいただいたりできるような、そういったようなまちづくりをしていきたいというふうに思っております。

そのためには、やはり山北町にしかできないことをやっていかなければ難しいなというふうに思っております。特に、私の印象にあるのは、かつて山北町、イルミネーションをやっておりました。あつという間に、ほかのところが大々的にやって、あつという間に、山北町のイルミネーションとしては、本当に下火になってしまって、それだけの予算もかけられなくなってきたというようなことがありますので、そういったような同じようなことができる案件についてはやめたほうがいいんじゃないか。山北でなければできない。ですから湖があるとか、ですから今SUPなんかをやらせていただいていますけど、こういうのはどこでもできるということではございませんし、また、山がいっぱいある。キャンプとか、そういったことも都会ではなかなかできない。様々なそういったような、なるべく山北にしかできないことをやらせていただいて、それについて来ていただいた人たち、あるいは住んでいただくような人たち、そういったような人たちを山北に住んでいただく。また、山北のよさを分かっていただくというようなことで、リピーターを増やしたり、あるいは本当に何回か来ていただく中で山北に住んでみようというような方を増やしていきたいなということで、必ずしも便利な山北に住むという、そういう選択肢もあっていいんですけど、住んでいただければ、さほど便利

ではないなというふうに感じてしまわれるんだというふうに思っておりますんで、そういった意味では便利さじゃなくて、自然があったり自分がやる、例えば自転車が好きな方、あるいは山登りが好きな方、SUPをやりたい方、様々なマニアの方がいらっしゃいますから、そういったような方が、また、あるいは農業をやりたい方、あるいは様々そういう、山北でなければできないような方に山北に住んでいただく。そういったような中で、山北の人口減少を少しでも食い止めながら、そして、そこで生まれ育った子どもたちに誇りに思ってもらえるような、そんなまちづくりをしていきたいなというふうに思っております。

議 長           これで、議席番号9番、児玉洋一議員の一般質問は終わらせていただきます。

次に、通告順位8番、議席番号12番、富田陽子議員。

12番 富 田           受付番号第8番、質問議員12番、富田陽子です。

件名、自然の中で五感を育てる環境づくりを。

現在、子育て住宅、紙おむつの支給、子育て支援センター、パパママクラスなど、当町の子育て支援は、安心して子どもを産み育てることができる充実した環境と言える。しかし、一方で、公園が近くにない、幼児が使える遊具が少ない、幼保でもっと自然と触れる機会を増やしてほしい、自然はいっぱいあるけど生かし切れていないなどの保護者の声があり、子どもが伸び伸びといきいきと学び遊ぶ環境整備はまだ不十分である。町内の9割が森林だが、森の中で遊ぶ子どもの姿は見えない。

自然の中で五感を使って感性を磨くと好奇心が高まり、脳が活性化され、土や虫、植物にたくさん触れると免疫力が高くなり健康体になると言われている。自分で考える力もつくという。

山北町の豊かな農地、森林等を生かした遊び場があることや、特色ある保育・教育を行うことは子どもたちにとっても町の未来にとっても有意義であり、移住を検討している子育て世代にとっても選択肢の一つとなると考える。これを踏まえて質問する。

(1) 今ある公園に、町内を流れる豊富な水を利用したせせらぎの空間や木の遊具の設置、さらには木陰に子どもを見守る空間を取り入れる計画は。

(2) 自然の中で体を使って思い切り遊ぶことができ、(例えば木登りや穴掘り、工作・水遊び・泥んこ遊びにたき火もできるような空間) 子どもが「やってみたい」と思うことをなるべく何でも実現できるよう、目指した遊び場はプレーパークと呼ばれるが、ミカン畑や山林など山北の土地を活用し、自然を感じるプレーパークをつくる取組は。

(3) 近くの田んぼで泥んこ遊びをしたり園庭で木登りできるよう、自然を生かした特色ある幼保の取組は。

議 長 答弁願います。

町長。

町 長 それでは、富田陽子議員から「自然の中で五感を育てる環境づくりを」についての御質問をいただきました。

初めに、1点目の御質問の「今ある公園に、町内を流れる豊富な水を利用したせせらぎの空間や木の遊具の設置、さらには木陰に子どもを見守る空間を取り入れる計画は」についてであります。現在、町では、7公園1広場を管理しており、町民の皆様の健康増進や憩いの場として御利用をいただいております。また、県立山北つぶらの公園を含めると、約22ヘクタールもの広大なエリアが整備されている状況です。

さて、御質問の「町内を流れる豊富な水を利用したせせらぎの空間の取り入れ」についてであります。本年度の初めまで、一部の公園において親水のための通水路や池等がありました。しかし、どこの施設も川の水を直接利用していたため、汚れがたまりやすく、子どもを遊ばせるには、衛生面で問題があったため、やむを得ず撤去した経緯があります。今後は、衛生面も考慮した上で、水に親しめる施設の整備を検討してまいります。

また、「木の遊具の設置」についてであります。遊具の選定に際し、利用される多くの町民の方の意見を踏まえた上で、必要な遊具を設置するなど、子育て世代にとって魅力的な施設となるよう検討してまいります。

なお、木の遊具の設置にも配慮し、本町らしい公園づくりを進め、定住対策の推進に努めてまいりたいと思います。

また、「木陰に子どもを見守る空間を取り入れる計画」についてであります。一部の公園では木陰や日よけ、パーゴラ等が設置されており、そこに

は、ベンチも配置されていますので、日差しの強い日や子どもを見守る際には、これらの施設を御利用いただきたいと思います。なお、今後にも必要に応じて簡易的な日よけ等も設置してまいります。

次に、2点目の御質問の「自然の中で体を使い、思い切り遊ぶことができ、（例えば木登りや穴掘り、工作・水遊び・泥んこ遊びにたき火もできるような空間）子どもが「やってみたい」と思うことを、なるべく何でも実現できるよう目指した遊び場はプレーパークと呼ばれるが、ミカン畑や山林など山北の土地を活用し、自然を感じるプレーパークをつくる取組は」についてであります。プレーパークとは、一見無秩序のように見えて、子どもたちが想像力で工夫して、遊びをつくり出すことのできる遊び場とされており、県内では常設や臨時を含め多くの場所で運用されております。

プレーパークに限らず、外遊びは子どもの身体機能の向上や想像力を働かせて自ら工夫し、自由に遊ぶことにより、新たな体験や交流を通じて、子どもたちの主体性やコミュニケーション能力が育まれると考えておりますので、保護者の方々も子どもに外で思い切り体を使った遊びをさせていただきたいと思っております。

一方で、町内のミカン畑や山林などを使ってプレーパークを運用した場合、事故の発生を未然に防止する監視体制や、思わぬけがやトラブルにも対応できる緊急連絡体制の構築が必要となりますので、安全確保や活動形態の状況などについて、先行事例なども参考に庁内で調査研究してまいります。

次に、3点目の御質問の「近くの田んぼで泥んこ遊びをしたり園庭で木登りができるよう、自然を生かした特色ある幼保の取組は」についてであります。町では、幼稚園・保育園・認定こども園の共通カリキュラムとして、平成28年に「山北町就学前カリキュラム」を策定いたしました。このカリキュラムの中で「めざすこども像」の一つに「自然に親しみ、地域とのふれあいを大切にする子」を掲げ、具体的な取組として「いろいろな体験を通して感性を豊かにする」、「命あるものを大切にする」、「身近な自然に関わり、楽しんだり考えたりする」こととしております。

このため、各園において、乳幼児期に自然の中で風の音や花の香りを感じたり、生き物と触れ合ったりすることなどにより、自然を身近なものとして

体験できるよう、季節や年齢に応じた園外保育を実施しております。これは屋外において、身近な自然に触れ合うことで五感を使って自然を感じるとともに、子どもたちが自ら感動したり疑問を持ったりする力を養うものです。

このように、本町では、自然が身近にあるという地域資源を生かした中で、教育・保育を行うことが子どもたちの学びや遊びの成長につながっておりますので、今後も自然に触れ合う教育・保育を積極的に取り入れてまいります。

議長 議席番号12番、富田陽子議員。

12番 富田 御質問の御回答をいただきましたが、回答の中では、水に親しめる施設の整備を検討してまいりますですか、子育て世代にとって魅力的な施設になるよう検討してまいりますと、検討していただけるような回答をいただけたんですけれども、具体的にはどういった公園で、どういったことを検討されているかということが、もし今のところ決まっているものがあれば教えていただければと思います。

議長 都市整備課長。

都市整備課長 水に親しむような公園ということで、鉄道公園と向原街区公園に以前用水を引っ張りまして、池ですとか噴水ですをやったんですが、やはりちょっとすぐに汚れてしまうような状況でして、上水道を使ったりもしていたんですけども、ちょっとその辺があんまり、答弁でありますように衛生面で思わしくなかったということで、今現在、水に親しめるという形で、地形的にも、なかなか用水とか引っ張れませんので、うちで管理している公園ですと。ぐみの木公園に、昨年ミストをやらせていただきまして、それと、あと向原の街区公園にも以前は噴水があったんですけども、先ほど申し上げましたように、衛生面で問題があったということで、それも噴水からミストに変えさせていただいたりもしました。今後、場合によっては、ぐみの木はもうちょっと増設しようかなと思っておりますけども、なかなか用水云々とか、引っ張ることは難しいですので、考えられるのはミストとかで、上水道を使ったことで、水に親しめるような公園ができるかなとは思っているんですが、具体には、まだほかの公園とかは、まだ決まっておりません。

議長 副町長。

副町長 以前、今こども園でわかば園舎の横に水路をずっと造ったこともあります。

一見すると、非常にきれいな水のように見えます。そして、東西の取入口の上のほうからずっと持ってきたんですけれども、中にしばらくすると、小さなミミズみたいな虫がいっぱい生えてきまして、衛生面で、非常に問題があるということがあって、やめた経過もあるんですよ。ですから、一見きれいな水なんですけど、水質検査をしっかりとやらなきゃいけないということで、今、都市整備課長も言いましたように、町長からの指示もありましたけれども、衛生面でしっかり担保が取れた中で、水に親しむ幼児教育という、子どもたちが水に親しめる場所というものをこれからは考えていかなきゃいけないということで、それは単に水が多いから引っ張ればいいというレベルじゃなくて、もうちょっと水道のほうなのかどうなのかも含めて、ちょっと検討していかなきゃいけないというふうに考えています。

議 長 富田陽子議員。

12 番 富 田 ミストを前向きに検討されるということで、これまでも取り入れたけど、汚れてしまったという経緯があるとお聞きしたんですが、確かに、水を流すだけでは濁ってしまうというのは理解できます。なんですけど、例えば公園で虫が発生するというのは、例えば子どもにとっては衛生的に考えれば、水の水質汚染というのは衛生的には悪いかもしれないですけど、そこをちょっとため池的に、水がそこを通ることによって浄化されるようなビオトープ、悪いものが地面の下に沈殿して、そこで例えば虫を食べてくれるような小魚がいるですとか、ちょっとした水草があるとか、そういうようなところが公園らしいとか、コンクリで覆ってしまっただけでは、やっぱり濁ってしまうと思うんですね。自然のいろんな浄化機能ですとか、そういうものを取り入れたような、ミストとか人工的なものではなく、もう少し自然を生かしたような公園を取り入れたらどうかなと思って、今回質問の中に入れてさせていただいたんですけど、そういう考えはいかがでしょうか。

議 長 副町長。

副 町 長 当然、その辺のところも考えなきゃいけないんですけども、現実には、水の中に子どもたちが入るといことも、前にちょっと失敗したという言い方おかしいんですが、やり方を変えたというのは、そういうものも、今富田議員の言われるような形もこれからは考えていった中で、自然の浄化作用を生か

した中でやるということも必要だと思うんですが、その辺のところもどのようにやったほうがいいのかというのを、鉄道公園等も過去の教訓を参考にしてお考えしていきたいというふうに考えています。

議 長 富田陽子議員。

12 番 富 田 鉄道公園は、たしか延伸計画があって、鉄道公園自体を移設するという考えもお聞きしたことがあるので、そのときに自然を取り入れたような公園に変えていけるチャンスなんではないかなと思うんですが、第2期山北町人口ビジョンの総合戦略の中の基本目標の中の子育て支援の充実の中に、遊び場の整備、自然を生かした公園などの遊び場の整備を図りますと書いてあるんですけど、その具体的なことというのは、今回お答えさせていただいたものと似たようなものなんでしょうか。

議 長 副町長。

副 町 長 今、鉄道公園のお話がありましたので、今の段階でのことをちょっと申し上げておきますと、D52の裏に延伸するというと、裏に子どもたちが使う遊具があるわけですね、かなり。ところが、御存じのとおり、どうも日当たりが悪くて寒いような場所になっていますので、もうちょっと手前に来て、明るく安心して遊べるような場所に遊具等を移設して、子どもたちにもっと使いやすい、親しみやすい公園に、遊び場にしたいというふうな計画があります。今年度中にその概要を大体どういうふうに、どこにどの遊具を持ってきて、どういうふうな配置をするかというのが決まるような格好になっています。来年以降に設計とか工事とか入っていきますけれども、その中で、まだあれなんです、水に親しむ、その辺のところも加味していければと、鉄道公園のところは、前、水車あったんですけども、あれが落ち葉で桜があれでしたけど、あの中に落ちちゃった子どもが大勢いられて、それで不評だったんですよね。それで撤去した経過もあるんですけども、やっぱり何か水に親しむということは必要だと思いますので、その辺のところも考えていければと思います。

議 長 富田陽子議員。

12 番 富 田 そのような計画をしていただけるということで期待したいと思います。

私の一般質問の通告書の中で、遊ぶ環境整備はまだ不十分であると言って

しまったんですけども、町長のお考えの中には、今現在の現状の公園等に対する子育て環境に今は十分であるかどうか、どのように考えられているでしょうか。

議  
町

長 町長。

長 私としては、富田議員がおっしゃるように、私ももっと前から山北町、特に特徴的には水が豊富にある、そして森林がいっぱいある、その特徴でそういう水に親しむようなことができないかということで、街区公園あたりをちょっとやらせていただきました。噴水にさせていただきました。しかし、その後おっしゃるように、水質がちょっと悪くなって、これでは、ちょっと維持できないというようなこともございました。そういったような流れの中で、ミストを取りあえずということで、取りあえずミストをやらせていただきました。ですから、テーマとしては、とにかく水と木は山北町にとって、非常に特徴的でありますので、そういったような中ではそういったものほどこかに設置していきたい。一つの方向性としては、これからこども園とか、例えば向原の保育園等をやらせていただきますので、そういったときにはそういったものが入れないとか、そういったようなことも検討して、そして現在山北町のこの財政状況からしますと、やはり、少子化の中で皆さんから望まれるのは、しっかりした公園がほしいというような中で、特にぐみの木公園を今かなり整備させていただいて、おかげさまで利用者がどんどん増えて、7つの公園と1つの広場があるんですけど、全く使われていないところも、正直言っていくつかあります。そういったところを一つずつ何とかそれに合ったようなやり方でいけないかということで、今2番目として、丸山のほうの新しい住宅が増えましたんで、その下にある公園についても、ちょっと今検討している、それからあと、平山にある公園もやはり何とか利用者が本当に少ないんで、できないかというようなことでやらせていただいております。

ですから、基本的には、富田議員のおっしゃるような公園の在り方については、私のほうも当然そういったような流れの中で、例えば木陰でということですから、ぐみの木でも、下の桜の木のところを全部整備させていただいて、そここのところにいろいろ休めるところ、あるいはお母さん方が、保護者の方が子どもを見ていられるような休むところ、そういったようなところを

完成形ではありませんけども、一応、皆さんの要望の中でどういうふうにかせればいいのかというようなことで、試験的にいろいろなことをやらせていただきながら、ドッグパークであるとか、ドッグランであるとか、そういったようなことも含めてやらせていただいているんで、その中に、当然、木の遊具であるとか、水に親しめる、そういったような施設というのも頭に入れながら進めていきたいというふうに考えております。

議 長 富田陽子議員。

12 番 富 田 今の御回答の中で、前向きに公園を検討、順次改善していくという答弁をいただきました。現在、子育て支援で出されているほほえみマップというのがあるんですけども、そこには約26個の公園、広場、児童館が掲載されています。いろんなところに、私も足を伸ばしてみたんですけども、やっぱり地面が砂利になっていて、遊具がポツンポツンと置いてあって、子どもの姿が見えなくて、遊びにくい。公園と名はついているけど、とても走り回って遊べるような空間が少ないというのが印象でした。逆に今の回答の中で、丸山公園おっしゃっていましたが、あそこは斜面を利用して、思いっきりそりで遊びができるとか、遊具はなくても特色があって、子どもたちが自由に遊べるのかなという感じはしたんですけども、結構、禁止看板、禁止する事項が多くて、児童館ですと広い広場がありますけど、サッカーとか、野球とか、ボール遊びは禁止と大きく書いてあったり、あとは火遊びが禁止だったり、何か危ないとかうるさいとか、けがをしたら大変だということで、子どもが遊ぶことを大人や社会が制限しているような、そんな感じに公園の印象を受けたんですね。

それで、平成30年度の子ども・子育てに関するアンケート調査の自由意見の中にも、やはり保護者の意見が、今町長おっしゃったような意見も書いていまして、山のほうだと公園がないので、子どもを気軽に安全に遊ばせることができないとか、子どもの遊び場が少ない、子どもたちだけで行く場をつくってほしい、伸び伸びと遊べる大きな公園を造ってほしい、こうやって小学生をもつ保護者の方の意見ですと、学童保育ではなく小学生たちが自由に入出りできる場が地域にあるとよいとか、放課後の遊び場を安心・安全な環境にとか、駅前には子どもがたくさんいるのに思いっきり遊べる場所が少な

いとか、こういった意見が多かったんですね。私も、先日子育てに関する聞き取り調査を保護者の方にさせていただいたんですけど、清水地区のある保護者の方が話されていたのは、やっぱり清水地区には公園がなくて、どこにも遊ばせられないと、土日は、246で道路が渋滞してしまうので遠くへ出かける気にもならなくて、結局、家の中で子どもを閉じ込めてしまうというふうな意見もいただいたんですね。なので、今ある公園を充実させることも一つですし、さらにはない地域を増やすといった、そういう考えはございますでしょうか。

議  
町

長 町長。

長 おっしゃるように、まず今ある公園、私もいろいろなところで、とにかく公園法があつて、たき火が駄目、花火が駄目、ボール遊びが駄目、とにかく駄目駄目駄目なんですね。こればっかりはそういったような縛りの中でやってしまうと、なかなか我々としても、それを簡単にひっくり返すということではできませんので、今富田議員が質問書でもありましたプレーパークみたいなものとか、あるいは完璧にプレーパークにしても、やはりリーダーをつけなければ、やはり安全にならないというようなことで、そういったことはありますけど、逆に言えば山北町これだけ広いですから、全く自己責任でやっていたかようなハイキングコースじゃないけど、そういったようなことというのは、可能性はあるんじゃないかというふうに思っておりますけど、公園というような縛りでいきますと、やはりそういったようなことをどうしても考えなきゃいけない。そうしますと、今現在ある公園について、どこか、皆さんの保護者の方とか、使われる方に合わないところはないかということで、特にぐみの木公園については、そういったことで少しずつ整備させていただきました。まず、一番先に言われたのは、要するにバギーカーとか、あれで行く方はほとんどいないと、ほとんどの子どもをもっている方は車で行きますと、かなり近くても車で行くと。要するに、いろんなものを持っていかなければいけないんで、ということは車を止めるところがないといけないということで、できるだけ、そういうような駐車場も今までないわけじゃなかったけど、非常に止めにくいというようなこともありましたので、そういったようなことを少し路肩に止められるような感じとか、中に入れるように

するとか、そのようなことをさせていただいたり、あるいは、たまたま犬を飼っていらっしゃる方が多いということもあったんで、ドッグランとか、そういったようなものもさせていただきました。また、いろいろなスポーツをやる子どもたちもいますんで、そういう人たちの方が車で荷物を下ろしたり運んだりというようなことがありますので、やはりそれらの車の対応、そして、また試合中に日陰とか、そういったようなものも問題になると。あるいは、またトイレの問題も言われました。どうしても女性の方はトイレに入るとき、全部見れるのは困るということで、見れないように、そういったようなものをつけさせていただいたり、中を改装させていただいて、あるいは、木がいっぱい、イチョウの木とかいろんな木がありましたけど、やはり子どもたちを見る中で、目が行き届かない、つまり見えなくなってしまうところは困るということで、なるべくそういったような目線がどこでもいくような、そういうようなことで、目隠し状態のところをなるべく撤去させていただいて。そういったようなことで、できることはかなりさせていただいた中で、今現在、ぐみの木公園については非常に大勢の方から、この近隣の方から、付近の南足柄や松田の方からも来ていただいています。私の聞いたところでは、一番いいのは、小田原の下府中か何かの公園が広くて非常にいいというふうに聞いていますけど、3番か、4番にはぐみの木も入ってきているのではないかなというふうに思っております。

そういった中で、別の視点で、そういったような木の遊具とか、そういったものについてもどこかにできないかということで、今現在は、私の中では河村城址のところ何とかできないかということで、今少し検討しておりますけども、そういったような意味で、様々なところで山北町は広いですから、いろいろなところがございますから、そういうような中で可能性のあるものを、あるいはそういったようなものについて検討していかなければというように思いますので、かなり昔から、山北町、これだけ森林と水が多いですから、それについては様々な研究というんですか、自分なりに、例えば木登り用のロープを使ってやったり、外に小屋を造ってみたり、あるいは木をどういうふうにしたら子どもたちが楽しいか、あるいはそういう人たちがいるかどうか、そのようなこともいろいろ調べてはいますけども、なかなかその中

で実際やれるかやれないかというのは、またそのスペースの問題だとか、人の問題だとかいろいろございますから、様々でございますけども、しかし、皆さんがやはり望んでいることは、せっかく公園に行ったのに、あれ駄目、これ駄目というのは何とかしてほしいということはよく分かっておりますんで、そういった意味ではおっしゃるように泥んこ遊びとかも、そういうこともできたらいいなと。今、例えば岸幼稚園ですか、落ち葉を保護者の方があれして、それに飛び込むというようなこともできるというふうに聞いておりますけども、そういったような山北ならではのことができるようなことをこれから考えていきたいというふうに思っております。

議 長 富田陽子議員。

12 番 富 田 私もぐみの木の公園を通るたびに、いつも車が止まっていて、以前と比べて、大分利用している方が、本当に子どもだけじゃなくて大人の方もいらっしゃるなという印象を受けたので、手入れをして改善していただいたことは大変うれしく思っています。

今の答弁の中で、町長もそういうふうにはずっと考えてこられて、公園について改善していきたいという考えをお聞きしたのでうれしく思うんですけども、今、具体的に河村城址公園をというふうにおっしゃっていて、プレーパークのお話も出たんですけども、プレーパークのコンセプトって、自分の責任で自由に遊ぶということなんですね。自分の責任で自由に遊ぶというのは、遊具があって、その遊具で決められた遊び方をするのではなくて、本当に遊具というものはないんですね。ただ土の山があるとか、水がホースで出るとか、そういうそれだけのことで大きな大した設備は要らないんですけども、その代わり禁止と呼ばれている禁止事項が少ないんです。例えば、そこで見守る方がいるのが前提なんですけども、例えばそこで火を使って、落ち葉をたき火で火をつけてみたりとか、ホースで水を流して洪水を起こしてみたりとか、自分がやってみたいとか、こうしたらどうなるだろうと自分で考えて自分で遊びをつくるということがそのプレーパークのすごくいい特徴だと思うんですね。そういう体験が、今の子どもたちって圧倒的に少ないなと思っていて、いろんな体験のイベントをやっているときに、結構、道具の使い方を知らない子どもが多かったり、あと火のことも全く分からない子どもが、

こんなに熱いんだとか、分からずに思わず手を出しちゃうとか、自由に遊んでいいよと言っても、何にもないと何して遊んで何したらいいか分からないという子どもたちが結構たくさんいるんですね。こっちからこうしたらとか、これをと与えないとできない子どもたちってかなり増えていて、そういうのって、やっぱり親とか社会がそういう環境をつくってあげることが大切なんじゃないかなと思うんですね。そのプレーパーク、例えば河村城址と、先ほどちらっとおっしゃっていましたが、そこに入れるという可能性はどうなんでしょうか。

議  
町

長 町長。

長 河村城址についても様々な制約があります。例えば木を植えちゃ駄目とか、そういったような草花であればいいけども、永久的なものは駄目ですよとか、様々な規制がございますけども、その中で許せるものというような中で、そういったような、考えればできるのではないかというようなこととか、それから、先ほどプレーパークとかそういうような話もありましたが、私が一番考えているのは、物は作れます、はっきり言えば、やろうと思えば、そういうものを作ることはできる。しかし、それを管理していくのが非常に難しい。プレーワーカーとかプレーリーダーというような人たちが管理しなければ、それこそ大変になってしまう。私たちが、例えば小さいころ、今おっしゃるようなことは平気でやっていたわけです。木でチャンバラして、頭ぶんどられたり、あるいは腐ったミカンを投げるのに中に石を入れてみたり、結構ひどいことをやりました。でも、それをできたのはやっぱりガキ大将という人がいて、その人がこれ以上やったら危ないよということを言われますから、我々はそれでできたわけですね。今そういう人がいないということですから、そういったような皆さんに信頼されて、そして危ないことをやめるというような、そういったような人がいなければ、いくらいろいろなものを造ってみても、やはりこれは大丈夫だろうというふうに思っても、たった一つのことがささいなことでも大変な重大な事故になってしまう、泥だんご一つにとっても、多分そういったようなやり方を間違えれば、感染症とか、そういったこともあるかもしれませんし、そういったようなことを考えると、やはりそういったような人材育成、そういったようなことから入っていかな

いとなかなか難しいのではないか、その対極にあるのは、全てが自己責任と  
というようなやり方のものが一つあるのではないかというふうに思いますんで、  
そういったようなことを考えながらやっていきたいなというふうに思ってい  
ます。

特に河村城址については、たくさんの方が来られると非常に広くて見晴ら  
しもよくてすばらしいというふうに言っていただきますけど、滞留時間があ  
まりにも短い、あれだけ広いところにあるのに1時間もいる方はあまりいら  
っしゃらなくて、すっと通り抜けてしまったり、ちょっと景色を見たり、そ  
ういうような利用の展望台も造ってありますけど、そこへ行ってもそんなに  
滞留時間が長くない。ですから、今、町のほうとしてはどういうふうにし  
たら滞留時間を延ばせるか、いろいろなお城とか山城に興味のある方に、  
興味がない方はしょうがないけど、ある方にとっては、例えばQRコードで、  
今ドローンか何かのあれが出るんですけど、それ以外にも、もっと中に踏み  
込んだようなことをいろいろなところで出せないかとか、あるいは、そうい  
うのを誘導するような、ここにはお姫井戸があったとか何かということは、  
今でもあるんですけど、どうしてもそこを回遊していただくのに、まだまだ  
ちょっと難しいかなというふうに思っていますので、そういった意味ではあ  
そこをくまなく歩いていただいたりしていただく、あるいは、そこでインス  
タでも撮っていただくような、そういったようなことができないか。結果的  
に、あそこに1時間以上滞留していただくような、そんなようなことができ  
ないかということで、今考えておりますんで、まだまだ河村城址は、これか  
ら様々なことをやっていきますんで、そういう中でさらに魅力的な城址公園  
にしていきたいというふうに思っております。

議 長 富田陽子議員。

12 番 富 田 河村城址は、まだまだこれから発展途上ということで期待していきたいな  
と思います。

プレーパークに関して、先ほど管理するのが大変だという御答弁でしたが、  
例えば近隣の市町村でも、かなりプレーパークというのは行われていて、こ  
の辺の近くですと開成町や南足柄市二宮町、あとは小田原市等、大都市でい  
えば、横浜市とか東京も世田谷区とか渋谷区とか、大きいところでもかなり

昔からプレーパークというものが行われています。それが、行政、町主体で行われているというのが少なく、公の公園に民間の団体が定期的に年に4、5回入って子どもたちと思い切り、その日はその公園で何をしてもいいよという時間を設けたりですとか、あと常設している、例えば渋谷区とか世田谷区とか、大きい都市になるんですけど、そういうところだと、公の公園にプレーパークというものが常設されていて、常に誰かがいるという状態で、例えば、日中、子どもたちが小学校に行っているような間は、子ども連れの親子連れがそこを利用していたり、放課後になると子どもたちが学校帰りにそこへ寄って日が暮れるまで遊ぶとか、そういった利用をされていました。その方、渋谷区のはるのおがわプレーパークのところにちょっと見学に行ったことがあるんですけど、そこの方にお話を聞いたら、学校に行けない子どもさんがそこを居場所として、常に遊びに来て、何をやるわけでもないんですけど、そこが居心地がよくて、いつもそこに訪れるとか、そういった学校に行けない子どもたちの居場所の一つにもなっていたりするんですね。今、川村小学校ですと、放課後の学童とか、放課後子ども教室というのが行われていて、いい取組だとは思いますが、それが学校の施設内にあるので、例えば学校に行くのがちょっと苦しいなという子どもは、その子ども教室にも足も運ぶのはちょっと運びづらくても、そういうちょっと学校とは一つ違うような場所にそういう場所があれば、そこが家庭でも学校でもない別の第三の居場所になるのではないかなというふうに思ったりしています。

ちょっと話戻りますが、管理するのが大変ということで、大体は民間がやるのを行政が助成したり、応援したり、場所を貸したりということをしているんですけど、そういった可能性はできませんでしょうか。

議  
町

長  
長

町長。

先ほども言いましたように、プレーパーク、今公の公園を一時的にそういう場所とか、そういうのでお貸しするというのは決して無理じゃないかというふうに思っております。あくまでも管理する人たち、例えばそういう団体とか何かのものがあれば可能だというふうに私は思っておりますので、そういったようなことがしっかり担保できれば、町としては、そういったようなことを考えていきたいというふうに思っております。

議長 富田陽子議員。

12番 富田 そういった団体があれば、ぜひということで、今町内でも屋外保育、自主保育を活動している団体もあって、その団体にわざわざ小田原市とか大井町からも一緒に活動に参加している子どもたちもたくさんいますので、そういう場所が一つあれば、本当に移住のきっかけの一つにも、選択肢の一つにもなるのではないかなと思います。

そして、3つ目の質問のほうに移りたいと思うんですけど、今現在でも幼稚園・保育園・認定こども園で自然に親しみ、地域との触れ合いを大切にすることを取り入れていただいていると思うんですけど、今現在も私の子どもも認定こども園に通わせてもらっていますけど、ドングリを使って遊ばせたりとか、落ち葉を持ってきて遊んでもらったりとか、あと室生神社に散歩に行ったり、いろんな園外保育ですとか、自然保育、自然を取り入れた幼児教育をさせていただいているなというふうな印象は受けるんですけども、聞き取り調査をして親御さんの話の中では、以前は山北幼稚園のころは、かなり頻繁に園外保育に、いろんなところに遠出をしていて、電車に乗って遠くまで行ったりとか、そんなことがあったんですけど、こども園になってからは、保育が中心になってしまって、そういう機会がめっきり減ってしまったという声を聞かれたんですね。やっぱり児童が増えて先生の手が行き届かない、目が行き届かなくて安心ではなくなってしまって、そうなってしまっているのではないかなとちょっと危惧しているんですけど、そこら辺はどうでしょうか

議長 福祉課長。

福祉課長 今、回答のほうにも書かさせていただいたんですけど、幼稚園・保育園、それからこども園で山北町就学前カリキュラムということで、これにのっとりまして、各園におきまして保育士が園長と一緒にあって、どういうことをしていくかというようなことをつくっております。

それで、先ほど申されましたように、幼稚園のころは遠出をしていたというようなことですが、一応、園の中でどのようなことが子どもたちの、例えば外に出て行って子どもたちによい影響を与えるですとか、そういうことを考えて行っておりますので、これからもなるべく外に出て園外

保育等できるような形でやっていきたいと思います。

議 長  
教 育 長

教育長。

園外保育についての今話だったんですけども、山北町は幼稚園・こども園・保育園、全て共通カリキュラムで進めています。情報交換、常に校長・園長会で話し合いしたり、あるいは園長同士で情報交換しながら共通的に進めているということで、例えば岸幼稚園の今年度の年間計画というのは、昨年度末につくって、それに基づいて実施しているんですけども、大体月に3回ないし4回が園外保育という形で実施しております。そういう中で、園の周辺のところ、いわゆるぐみの木公園へ行ったり、あるいは丸山公園に行ったり、いろんなどころに出かけて行って、園外での活動をしているというのが一つです。

あと、もう一つ大事なことは、ただ外に出るだけじゃなくて、先ほど富田議員も言われたように、遊びを自分たちで考え、自分たちでやってみる。ですから、与えられた全ての遊びじゃなくて、自分たちで考えることがやっぱり一番大事だと、これはやはり今山北町で取り組んでいる運動遊びとか、環境、そういった環境づくりをしっかりとやっていくと、それは与える環境じゃなくて、自分たちでつくる環境ということで、例えば先ほども町長が一つの例として落ち葉の話をしました。八幡神社に行ったときに、落ち葉があつて子どもたちが楽しそうにそれを遊んでいたということで、これを園庭にぜひ集めて、そして園庭の中で遊ばせたいという、こういう保育者の考えがありまして、八幡神社で集めて取っているところ、地域の方がそれを見て、じゃあ運んでやるよということで、大きな袋5袋集めていただいて、トラックで運んでくれて、園庭のところに落ち葉をつくって、遊び方を先生が教えるんじゃないくて、子どもたちがその落ち葉をどうやって遊ぶかということで、段ボールを周りに囲ってその中に落ち葉を全部入れて、台を置いて、そこから飛び込む、そういう遊びをしたり、あるいはそれが終わってきたら、飽きますよね、子どもですからね。そしたら、今度、落ち葉の中に隠れようというような形で、そういうふうな自分たちで考える遊びというのを校外でやるのも大事ですし、園の中に自然を取り入れるということも非常に大事だというふうに思います。

先日、校内研究会、公開保育というのをどこの園もやっていますけど、先日、向原保育園もやりまして、11月11日は岸幼稚園で公開保育をやりました。今、山北町では共通の講師の方をお願いして、公開保育に来ていただいて、指導・助言をいただいています。お茶の水女子大学の宮里先生という先生に来ていただいているんですけども、その公開保育の後に、指導・助言をいただきました。その中で、山北町は自然がいっぱいある。だけど、大事なことは園庭の中に自然をつくらなきゃいけない、こういうことを言われました。そういう中で、先ほどの落ち葉の話ですとか、いろいろな取組をしています。そういった中、指導・助言の中で自然環境を園庭の中に取り入れて、そして没頭する遊びをすることが子どもたちにとっての育ちにつながるんだということで、その考え方をぜひこれからも推し進めてほしいというような指導・助言をいただきました。

ですから、まさしく、これは例として岸幼稚園の話をしましたけど、これはこども園でも保育園でも共通的に先生方がそういう認識を持って取り組んでいるということでございます。

議 長  
12 番 富 田

富田陽子議員。  
町長と一緒に、そのようなほうに幼稚園でも保育園でも取組をしていただいているということで、保護者の身としては、この先、安心して子どもをそこにに入れていたいと思える環境だと思います。園庭をという助言があったということなんですけども、その園にいろんなものを持ち込むのもありますし、園庭を何かアレンジするみたいなことは考えられているのでしょうか。園庭の中でそういうことを感じるのが、自然のことを感じるのが大切だと、お茶の水の講師の方から助言をいただいたということですけど、その助言に沿って、例えば今後生き物が増えるような、もう少し植物が殖えるとか、何かそういう遊具が変わるとか、何かそういう変化はあるのでしょうか。

議 長  
教 育 長

教育長。  
今具体的にこういうふうに変えますということは、なかなか難しいと思いますが、今進めているのが、一つの例として、落ち葉の話をしました。蚕を飼って、その成長記録を取ったり、泥だんごを作って、もうびっしょりになったり、あるいは、岸幼稚園は今年6月に質問にも出ていました。泥んこ

遊び、これを計画したんですよ。そうしましたら、コロナでできなくなっちゃったということなんですね。ですから、そういった形で外に出る場合もあるし、園庭の中で工夫しながらやっていくということで、ですから、それは子どもたちの発想も考えながら、そしてやっていくということですので、何をやるわというのは、もうそれぞれ毎回変わるということで理解していただければいいんじゃないかなというふうに思います。

議 長 副町長。

副 町 長 今、教育長のほうからその内容についてお話あったんですけども、その環境の整備という面では、一度、例えば保育園とか幼稚園造っちゃったからもう変えないよということじゃなくて、必要に応じて予算化して、ここを直そう、ここを変えていきたいということを取り入れてやっておりますので、これからも、その辺のところはいろいろな御意見を聞いた中で、よりよい園にしていければと思っています。

議 長 富田陽子議員。

12 番 富 田 前向きな御回答でうれしく思います。そうであるならば、子育て世代が移住したいと思うときの条件の中の一つに、子育てしやすい、経済的に子育てしやすいという環境ももちろんですし、自分が育てる子どもがどういう環境で育つかということがかなり条件の中の一つに入ってくると思うんですね。なので、自然がいっぱいいいところに住みたい、かつその幼稚園、保育園、学校がどういった教育を行っているのかとか、どういう特色を持っているのかとか、そういうのもかなり選ぶ選択肢の一つになってくると思うんですね。なので、ホームページの中のPDFには具体的な年内のカリキュラムですとか、方針とかは書いてありますけど、そういう具体的な、例えば落ち葉のこういうことをやっていますとか、コロコロ変わるかもしれないんですけど、もっと町外の方にも、移住者に向けて山北町の幼児教育、ここの保育園はこういうことをやっていますとか、岸幼稚園はこういうことをやっていますとか、もう少し外に見せるような工夫も今後に向けて必要なのではないかなというふうに思いますが、いかがですか。

議 長 教育長。

教 育 長 山北町の教育・保育の特色ということで、これからも引き続きやっていか

なければいけないというふうに思っています。そういった面で、一番特色があるのが、全ての園が共通カリキュラムでやっている。これはほかのところにはない取組なんですね。これは大学の先生から非常に評価を高く受けています。これがまず第一です。ですから、全ての園で同じような歩調の中で、やることは全く同じではないでしょう。同じ考え方の中ですべて子どもたちを育てていこうという、そういうカリキュラムの中でやっているという、これが一つあります。

それから、さらに、ここで三保小学校も閉校するというので、小学校1校、中学校1校になります。園が4園あります。ただ三保幼稚園も1人しか今ないと、こういう状況の中で、園、小・中学校、これを一つにつなげていこうということで、ゼロ歳から15歳までの一貫した教育・保育を今考えてございます。そういう中で、これまでは小・中学校の一貫教育だとか、そういったものがどこのところもかなり進められるところなんですけども、ゼロ歳からというのがあまりない取組じゃないかなというふうに思っています。そういう面では少ない子どもたちですので、そのところをどう読み取って子どもたちの成長につなげていくかというところで、ゼロ歳から15歳までの教育・保育の一貫性を持った教育と、一貫教育という形で今取組始めようとしているところでございます。

ですから、そういった組織的な部分もありますし、あと教育内容に関すること、これもやはり特色を出していかなければいけないという中では、先ほど話をしましたように自然を、それから地域を、そういったものを大事にしながら進めていくということで遊び等を通して中で、やはり求められている非認知能力という頑張る力だとか協調する力だとか、そういうものを前面に出しながら進めていきたいということで、組織的な面での特色、それから教育内容、保育の内容、そういったものの特色を出しながら進めていきたいというふうに考えてございます。

議 長 富田陽子議員。

12 番 富 田 一貫したゼロ歳から15歳までのというふうにおっしゃっていましたが、三保幼稚園のことがちょっとちらっと出ていましたが、三保幼稚園、現在お一人で、今後の在り方というのは具体的には検討されているのでしょうか。

議 長 通告外の質問になりますね。よろしければ、教育長。

教 育 長 三保幼稚園の在り方ということで、これは、今までも検討してきました。ただ、今現在1人という状況の中で、環境的には大変、できれば多くの園児と、いわゆる同学年、あるいは異学年の中で園の子どもが関わる、そういうふうなところの中で教育していくのが大事だというふうに、それは基本的に考えるわけです。ただ保護者のニーズも当然あります。そういった面では、ニーズがあれば、そういった面では園をそのまま運営していくということも一つの選択肢だというふうに考えてございまして、在り方基本方針というのをここで策定しましたので、この後の全員協議会の中で説明のほうをさせていただきますけど、保護者のニーズが強ければ存続するという中で、ただ、一人で園にずっといるというのは、なかなか子どもたちにとっても好ましいことではありませんので、そういう面ではできるだけ交流をするという機会を多くするような中でやっていきたいというふうに考えてございます。

議 長 これで、日程第1、一般質問を終わりとさせていただきます。

ここで、暫時休憩をさせていただきます。再開は、11時20分とさせていただきます。 (午前11時05分)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午前11時20分)

日程第2、議案第77号、山北町議会議員及び山北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第77号、山北町議会議員及び山北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について。

山北町議会議員及び山北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年12月7日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、山北町議会議員及び山北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関し必要な事項を定めるため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 総務防災課長

総務防災課長 それでは、議案第 77 号、山北町議会議員及び山北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について御説明申し上げます。

初めに、本条例を新規制定する趣旨でございますが、公職選挙法の一部を改正する法律が令和 2 年 6 月 12 日に公布されました。改正法は、町村の選挙における立候補に係る環境の改善のため、選挙公営の対象を市と同様のものに拡大することと併せ、町村議会議員選挙においてもビラ頒布を解禁するとともに供託金制度を導入することを目的としておりますが、選挙公営につきましては、町村において条例で定めなければならないこととされていることから新規条例を定めるものでございます。

それでは、条例の概要を説明させていただきます。

1 枚お開きください。

本則でございますが、第 1 条につきましては、本条例の趣旨を定めたものであります。公職選挙法においては、お金のかからない選挙の実現と候補者間の選挙運動の機会均等を図る観点から公費により選挙費用の負担を行う選挙公営制度を設けています。

選挙公営とは、国または地方公共団体が候補者の選挙運動の費用を負担する制度であり、公職選挙法においては各地方公共団体が条例に基づいて一定の選挙公営を設けられるよう規定されています。

第 2 条につきましては、自動車の選挙公営制度につき候補者一人当たり選挙運動期間における限度額を定めたものでございます。公職選挙法第 141 条第 7 項の規定を受けて、公職選挙法施行令第 109 条の 4、第 4 項で法第 141 条第 7 項に規定する政令で定める額は特定候補者一人について 6 万 4,500 円に、当該候補者につき第 86 条の 4、第 1 項、第 2 項もしくは第 5 項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た額と規定しています。

第 3 条につきましては、選挙運動自動車の選挙公営制度を利用するに当たり、有償契約を締結すること及び委員会に対して所定の届出をする必要があることを定めたものであります。

道路運送法第 3 条第 1 号ハに規定する一般旅客自動車運送事業とは、タク

シー、ハイヤー等貸切り型で乗客数11人未満の旅客運送事業者が該当いたします。タクシー等事業者と契約を締結する場合は、自動車借上げ、燃料代、運転手の雇用を一括して含んだ契約を行うこととなります。その他のものとは、前日のタクシー等業者以外のレンタカー業者やマイカー所有の知人等が該当いたします。なお、選挙運動自動車の私用の公営適用を受けようとするものと生計を一にする親族が所有するマイカーを借りる場合には、その他の契約に係る業務を業として行っていないければ公費負担の対象外とされるので、親族から有償で借りても、当該親族が自動車を貸出す業務を行っていないと規定しています。

第4条につきましては、選挙運動自動車の選挙公営制度を利用するに当たり、契約類型ごとの公費負担額を定めたものであります。

第1号では、一般運送契約を規定しており1日1台6万4,500円を限度額としています。

第2号では、レンタカー方式の個別契約を規定しています。アでは、自動車借上げ契約の場合、1日1台1万5,800円を限度としています。イでは、燃料供給契約の場合、1日当たり7,560円を限度額としています。ウでは、運転手雇用契約の場合、1日1人1万2,500円を限度額としています。

第5条につきましては、公職選挙法施行令第109条の4、第3項に従った規定であります。複数の契約がある場合には候補者の指定するいずれか一方の契約が締結されているものとみなされ、両方の制度を同時に利用することができないので、候補者による指定が必要となります。

第6条につきましては、公職選挙法第142条第11項の規定を受けた条例の規定であり、公費負担の対象となるビラ作成費用となります。同項は地方公共団体の議員または長の選挙について、地方公共団体は前項の規定に準じて条例で定めるところにより公職の候補者の第1項3号から第7号までのビラの作成について無料とすることができると規定されています。

第7条につきましては、選挙運動用ビラ作成公営制度の適用を受けるためには、業者の間で有償契約を締結して委員会の規定に従い、届出書の提出の義務づけを規定しています。

第8条につきましては、公職選挙法施行令第109条の8、109条の7第2項

の規定を参考にビラ作成費用について公費負担の限度額と業者からの請求に基づいて業者に対して支払うことを定めたものであります。単価の限度額は7円51銭としています。作成枚数の限度額は公職選挙法第142条第1項第7号の規定により、町村長選挙は5,000枚、町村議員の選挙は1,600枚としています。なお、選挙管理委員会が確認していない場合及び枚数を超過した場合の超過部分は公費負担の対象外となります。

第9条につきましては、公職選挙法第143条第15項の規定を受けた条例の規定であり、公費負担の対象となるのはポスター掲示用に掲示するポスターとなります。同項では地方公共団体の議会の議員または長の選挙については、地方公共団体は前項の規定に準じて条例で定めるところにより、公職の候補者のポスターの作成について無料とすることができると規定されています。

第10条につきましては、選挙運動用ポスター作成公営制度の適用を受けるためには、業者との間で有償契約を締結して委員会の規定に従い届出書の提出の義務づけを規定しています。なお、契約の相手方は業者であり、かつ有償でなければなりません。

第11条につきましては、本条はポスター作成費用の単価上限及び枚数上限を規定しポスター作成費用の公費負担の上限を規定したものであるとともに、ポスター作成費用については、業者からの請求に基づいて業者に対して支払うことを定めたものであります。本条の規定による単価の限度額は525円6銭にポスター掲示場数97を乗じて得た金額に31万500円を加えた金額をポスター掲示場数97で除した金額3,727円としています。作成枚数の限度額は、ポスター掲示場数97枚となります。

第12条につきましては、条例施行に必要な手続について委員会に規定の作成を委ねることを規定しています。

附則。第1項、この条例は令和2年12月12日から施行する。

第2項、この条例の規定はこの条例の施行の日以後、その期日を告示される選挙について適用する。

説明は以上でございます。

議

長

説明が終わりましたので、議案第77号について質疑に入りますが、質疑終了後、総務環境常任委員会に付託いたしますので、本会議での質疑は総括的

な質疑とさせていただきます。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第77号は総務環境常任委員会に付託いたします。

日程第3、議案第78号、山北町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第78号、山北町税条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年12月7日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例を改正する必要が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 町民税務課長。

町民税務課長 それでは、議案第78号について御説明申し上げます。

2枚目をお開きください。

山北町税条例の一部を改正する条例。

初めに、今回の条例改正の主な概要でございますが、大きく分けいたしますと4つの内容について改正するもので、1つ目の内容は、住民税の個人均等割について、非課税限度額の基準を改正するものです。

2つ目は、登記簿上の所有者が不存在のままの固定資産税について、現に所有しているものに対する申告制度を設けるものです。

3つ目は、軽自動車税の種別割の税率を軽減するため特例措置を適用する附則を追加するものです。

4つ目は、新型コロナウイルス感染症の影響によって中止されたイベントに対し入場料金などの払戻請求権を放棄した場合、住民税の寄附金税額控除の対象とするため附則の追加をするものです。

また、これらの改正内容のほかに上位法の改正に伴う適用条文の項及び号ずれによる整備も併せて行います。

内容につきましては、新旧対照表にて説明させていただきます。

新旧対照表の1ページ目を御覧ください。

第9条の2では、住民税の個人の均等割における非課税基準額が規定されていますが、非課税限度額の基準を従来に対して10万円加算するものです。

第13条につきましては、表内に規定されている法第292条第1項第4号の5を法の改正に伴い同条第1項第4号の2へ繰り上げるものです。

続きまして、新旧対照表の2ページ目の中段を御覧ください。

第20条では、施行規則第10条の2の12を同条の2の15へ繰り下げます。

3ページ目を御覧ください。

第21条の2第1項では、法第349条の3、第28項を同条の3、第27項へ。第2項では法第349条の3、第29項を同条の3、第28項へ。第3項では法第349条の3、第30項を同条の3、第29項へそれぞれ繰り上げるものです。

第26条の3につきましては、固定資産を現に所有している者の申告制度を創設するもので、所有者不明の固定資産における課税上の課題に対応するため登記簿上の所有者が死亡し相続登記がされるまでの間、現に所有している者に対して氏名や住所などの必要事項を申告させることが可能となるよう新たに規定するものです。

これに伴いまして、第44条第1項第2号では、4ページ目をおめくりください。

規定中、第26条の後に第26条の3が加わります。

附則第14項につきましては、法の改正に伴い条文の項及び号ずれなどを整備するものですが、まず第2号を削り第3号から第6号までを第2号から第5号へそれぞれ繰り上げ、5ページ目を御覧ください。

第7号を削り第8号から第11号までを第6号から第9号へそれぞれ繰り上げ、第10号を新設し、第12号から第17号までを第11号から第16号へそれぞれ繰り上げ、6ページ目をおめくりください。

第17号を新設します。

附則第30項につきましては、令和4年度と5年度の軽自動車税において電気軽自動車と天然ガス軽自動車のみに限定し、種別割の税率を軽減するための特例措置を追加するものです。

附則第31項につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によって中

止となった国が指定する文化芸術やスポーツ活動などのイベントに対し、払戻しを請求する権利を放棄した場合の入場料金など、個人住民税の寄附金税額控除の対象とするため追加するものです。

それでは、議案の3枚目にお戻りください。

附則。第1項、この条例は交付の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

第1号、第9条の2の改正規定。附則第14項に第17号を加える改正規定及び第31項を加える改正規定。令和3年1月1日。

第2号、附則第30項を加える改正規定。令和3年4月1日。

第3号、第13条第1項の改正規定。令和4年4月1日。

第2項、別段の定めがあるものを除き改正後の山北町税条例の規定中、固定資産税に関する部分は、令和2年度以降の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第3項、新条例第26条の3の規定は施行日以降に同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

第4項、平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律。第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設または設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第5項、平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第6項、新条例の規定中、軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以降年度分の種別割について適用し、令和2年度分までの種別割については、なお従前の例による。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第78号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

11番、堀口恵一議員。

11 番 堀 口 11番、堀口です。

文章中、土地または家屋とありますが、この家屋には老朽化した倉庫等は含まれるのでしょうか。

議 長 町民税務課長。

町民税務課長 いくら老朽しておりましても存在する家屋というものは課税対象になっておりますので、それらは含まれてます。

議 長 ほかにございますか。

質疑が終わりましたので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第78号を採決いたします。原案に賛成者は起立をお願いします。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、議案第78号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第79号、山北町育英奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第79号、山北町育英奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町育英奨学金貸与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年12月7日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 学校教育課長。

学校教育課長 それでは、議案第79号、山北町育英奨学金貸与条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

1枚おめくりいただきまして、改正法を御覧ください。

山北町育英奨学金貸与条例の一部を次のように改正する。

もう一枚おめくりいただいて、新旧対照表を御覧ください。

今回の改正は、地方税法の一部改正により附則で規定しております延滞金の割合の特例における文言の改正で、延滞金の割合の変更はございません。改正前の特例基準割合の頭に延滞金をつけまして、延滞金基準割合とするものでございます。

1枚お戻りください。

附則。第1項、この条例は令和3年1月1日から施行する。

第2項、この条例による改正後の附則第2項の規定は令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適応し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第79号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第79号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第79号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第80号、山北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第80号、山北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年12月7日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、

本条例を改正する必要が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 それでは、議案第 80 号、山北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

1 枚おめくりください。

山北町後期高齢者医療に関する条例（平成19年山北町条例第34号）の一部を次のように改正する。

それでは、新旧対照表で御説明申し上げます。

1 枚おめくりください。

今回の改正は、地方税法の一部改正による附則で規定しています延滞金の割合の特例における文言の改正です。

附則。延滞金の割合の特例第 2 項中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第 2 項の規定により告示された割合）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改めるものです。

それでは、1 枚お戻りいただき改正文を御覧ください。

附則。第 1 項、この条例は令和 3 年 1 月 1 日から適用する。

第 2 項、この条例による改正後の附則第 2 項の規定は、令和 3 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第80号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長 御異議ないので、議案第80号を採決いたします。原案に賛成者は起立をお願いいたします。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、議案第80号は原案どおり可決されました。  
日程第6、議案第81号、山北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定  
についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第81号、山北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。  
山北町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものと  
する。

令和2年12月7日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、  
本条例を改正する必要が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 それでは、議案第81号、山北町介護保険条例の一部を改正する条例の制  
定について御説明申し上げます。

1枚おめくりください。

山北町介護保険条例（平成12年山北町条例第16号）の一部を次のように改  
正する。

それでは、新旧対照表で御説明申し上げます。

1枚目をお開きください。

今回の改正は、地方税法の一部改正による附則で規定しています延滞金の  
割合の特例における文言の改正です。

附則。延滞金の割合の特例第6条中、「特例基準割合（当該年の前年に租  
税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された  
割合）を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年  
法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、

「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当

該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改めるものです。

それでは、1枚お戻りいただき、改正文を御覧ください。

附則。第1項、この条例は令和3年1月1日から適用する。

第2項、この条例による改正後の附則第6条の規定は令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第81号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第81号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、議案第81号は原案どおり可決されました。

ここで、暫時休憩をしたいと思います。再開は午後1時といたします。

(午前11時53分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。(午後1時00分)

日程第7、議案第82号、山北町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第82号、山北町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年12月7日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、

本条例を改正する必要が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 都市整備課長。

都市整備課長 それでは、議案第82号、山北町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明申し上げます。

それでは、1枚おめくりいただきたいと思います。

山北町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。山北町道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

今回の改正でございますが、地方税法の一部改正により地方税における延滞金及び還付加算金の割合等の見直しが行われております。具体的には国税の改正に合わせ特例基準割合の引下げが行われ、特例基準割合の用語自体も見直しされたことから改正するものであります。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、もう一枚おめくりいただきたいと思います。

今回は、附則、延滞金の割合の特例の改正となります。

表の右側が改正前で左側が改正後となります。

初めに、附則第2項中の2行目の「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。））」へ改めます。

続きまして、6行目の括弧です。「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削ります。

続きまして、7行目の「当該特例基準割合適用年」を「その年」に改めます。

最後に、9行目の「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改めます。

1枚お戻りください。

附則。施行期日第1項、この条例は令和3年1月1日から施行する。

経過措置。第2項、この条例による改正後の附則第2項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第82号について質疑に入ります。  
質疑のある方はどうぞ。  
質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第82号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第82号は原案どおり可決されました。  
日程第8、議案第83号、山北町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。  
提案者の説明を求めます。

町長。

議 長 議案第83号、山北町下水道条例の一部を改正する条例の制定について。  
山北町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年12月7日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、接続する酒匂川流域下水道の水質規制が変更されたことに伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 上下水道課長。  
上下水道課長 それでは、議案第83号について御説明いたします。  
初めに、この条例の一部改正につきましては、酒匂川流域下水道に下水を排出している水質規制が必要な事業所において下水道法に基づいて定めている水質基準を本条例でさらに一段と厳しい基準を設けて強化をしておりました。しかし、この基準につきましては、昭和57年の処理場の開設当時の基準であり、現在は処理場の処理能力や水質管理体制も充実されており、適正に処理されているとの検証ができたことから、既に平成23年度より廃止している相模川流域下水道と同様に酒匂川流域下水道でも規制の強化を廃止するも

のでございます。

それでは、1枚おめくりください。

山北町下水道条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表で御説明いたしますので、次のページをお開きください。

まず第7条、特定事業場から下水の排除の制限の2項に記載しております、水質基準を規制強化している条文を削除するもので、今まで強化していた基準を排出することにより下水道法に基づいている水質基準となるものでございます。なお、特定事業場とは下水道法におきまして水質規制が必要な施設で、山北町では4社が指定されております。

続きまして、第8条、除外施設の設置等の2項の条文につきましても、第7条と同様に削除するものでございます。また、除外施設とは有害な下水を除去するための施設を設置している事業所で、各事業所の責任において水質管理を行う施設でございます。

それでは、1枚お戻りいたしまして、附則。この条例は令和3年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第83号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第83号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第83号は原案どおり可決されました。

日程第9、議案第84号、令和2年度山北町一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。

提案者の質問を求めます。

町長。

町 長 議案第84号、令和2年度山北町一般会計補正予算(第8号)。

令和2年度山北町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,597万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億6,848万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月7日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の歳入の主なものは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4,397万5,000円の増額。ふるさと応援寄附金1億円の増額であり、歳出の主なものは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業やふるさと応援寄附金推進事業の増で歳入歳出総額をそれぞれ1億5,597万円増額補正するものであります。

詳細については、担当課のほうで説明いたします。

議 長  
財 務 課 長

財務課長。

それでは、議案第84号、令和2年度山北町一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。

第1表歳入歳出予算補正でございます。歳入につきましては、15款国庫支出金から21款諸収入まで、補正額1億5,597万円を増額し、補正後の額を71億6,848万1,000円とするものでございます。

4ページ、5ページをお願いします。

歳出につきましては、2款総務費から13款予備費まで歳入と同額を増額補正するものでございます。

次に事項別明細書で御説明いたします。8ページ、9ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は164万5,000円の増額です。1節の障害者福祉費負担金は人工透析対象者の1名増によるものでございます。2節の児童福祉費負担金は子どものための教育・保育給付費負担金で、町外委託保育が保育園が5名から

8名、認定こども園が3名から4名に増えたことによるものでございます。

2項国庫補助金、4目教育費国庫補助金は359万9,000円の増額です。

1節の小中学校費補助金は、説明欄の公立学校情報機器整備事業については、GIGAスクールサポーターの配置などの補助でございます。次の学校保健特別対策事業は、感染症対策の防疫品の購入の補助で、それぞれ2分の1の補助でございます。

5節教育支援体制整備事業交付金は、幼稚園の消毒液購入などの補助で、10分の10の補助でございます。

6目社会資本整備総合交付金は、10万円の増額で、住宅・建築物安全ストック形成事業としてブロック塀の除去が1件要望があったため増額するもので、補助率は2分の1でございます。

8目の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金は4,397万5,000円の増額です。修学旅行費補助などで交付限度額まで充当事業を整理したものでございます。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は53万7,000円の増額で、国庫と同様、対象者の増によるもので4分の1の負担でございます。

2項県補助金、2目民生費県補助金は45万2,000円の増額です。市町村障害者福祉事業推進補助金は、グループホームの利用者が1名増えたことによるものでございます。

4節児童福祉費補助金、ひとり親家庭等医療費助成事業は、医療費の増によるものでございます。子どものための教育・保育給付費補助金は、国、県の負担に県が上乗せ補助をするものでございます。

18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金は1億50万円の増額でございます。説明欄の一般寄附金50万円は、コロナウイルスの関係で寄附を頂いたものでございます。ふるさと応援寄附金1億円は今後の見込みによる増額でございます。

6目の総務費寄附金10万円は定住関係で寄附を頂いたものでございます。

10ページ、11ページをお開きください。

21款諸収入、4項雑入、1目雑入は506万2,000円の増額でございます。説明欄の丹沢湖砂利売払代金246万6,000円は3万立米の予定が3万5,380立米

で確定したものでございます。雑入の259万6,000円については、町が借りている土地の建物の解体費用等を関係者からの負担金でございます。

12、13ページをお開きください。歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費は1億310万円の増額です。説明欄の財産管理費用の町貸付地、家屋解体工事259万6,000円は、町が地権者から借り受け住宅用地として貸し付けている事業において、法定相続人がいない、賃借人が死亡したため地権者の用地返却に関し暫定的に町が家屋の解体を行うものでございます。基金管理事業の財政調整基金積立金1億50万4,000円は令和3年度の税収が大きく減少する見込みであるため、そのための令和3年度の当初予算用の財源を積み立てておくものでございます。

8目支所費は23万8,000円の増額で、清水支所、三保支所とも空気清浄機を購入するものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は36万円の増額で、社会福祉協議会がアクリルパーテーション等を購入するための助成でございます。

5目障害者福祉費は123万8,000円の増額です。障害者地域生活サポート事業補助金は、グループホームの入所者が1名増となったため増額するものでございます。地域作業場の修繕費は雨漏りの修繕で、障害者自立支援給付事業の自立支援医療給付費は人工透析の対象者が1名増となったものでございます。

6目国民健康保険事業特別会計繰出金は2,000万円の増額で、納付金の増に対応するため繰り出しをするものでございます。

14、15ページをお開きください。

7目介護保険事業特別会計繰出金87万3,000円はシステム改修の町負担分等を繰り出すものでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費62万円は、ひとり親家庭等医療費助成事業で医療費の増によるものでございます。

3目保育園費は285万7,000円の増額で、保育園維持管理事業の光熱費はコロナウイルスの対応で電気代が増となったものでございます。町外保育所事業委託では対象者が5名から8名に増えたものでございます。

5目認定こども園費は102万5,000円の増額で、認定こども園維持管理事業の光熱水費はコロナの対応で電気代等が増となったものでございます。

町外認定こども園児童委託料は対象事業が3名から4名に増えたものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は129万4,000円の増額です。山北診療所の修繕費はインターホンをカメラつきに交換するもので、管理備品購入費については発熱者診療用のテントを購入するものでございます。

森林ふれあい健康セラピー運営事業ですが、16ページ、17ページをお開きください。

備品購入費についてはワイヤレスガイドシステムを20台、ガイド用イヤホンマイクを4台購入するものでございます。

3目環境衛生費は22万4,000円の増額です。小規模水道施設整備事業補助金として高松水道組合の水源整備に対し2分の1を助成するものでございます。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費は163万8,000円の増額です。山北町農業活性推進事業の修繕費は、とれたて山ちゃんの漏水修理でございます。鳥獣害対策事業の駆除助成金は当初400頭の予定が880頭の見込みのため増額をするものでございます。

2項林業費、2目林業振興費は16万円の増額で、共和のもりセンターのエアコンが故障したため交換をするものでございます。

6款商工費、1項商工費、3目観光費は7,263万9,000円の増額です。今後のふるさと応援寄附金の見込みにより、謝礼品代と業務代行委託料をそれぞれ増額するものでございます。

7款土木費、3項河川費で18、19ページをお開きください。

2目丹沢湖砂利浚渫費は196万3,000円の増額です。浚渫量が3万立米の予定が3万5,380立米となったため、浚渫委託料を増額するものでございます。

5項都市計画費、1目都市計画総務費は20万円の増額で、ブロック塀等除却費補助金の要望が1件あったため増額するものでございます。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費は548万6,000円の増額でござ

います。教育振興事業のG I G Aスクール事業支援業務委託料は、運用サポート支援サポーター2名分でございます。新型コロナウイルス感染症防止学習支援・教育環境整備事業の消耗品は、学校の消毒用物品と防疫品の購入、修学旅行支援補助金は山北中学校については修学旅行分、修学旅行のキャンセル料補償金は小学校の修学旅行のキャンセル分でございます。学校統合推進事業の三保小学校「健康像」の移転工事は、三保小学校の健康像を川村小学校に移転をするものでございます。

2項川村小学校費、1目学校管理費は155万1,000円の減額です。国の基準の変更により除菌清掃委託料を減額するものでございます。

3目給食費は7万8,000円の増額です。

20、21ページをお願いします。

学校給食費補助金は転入により増額でございます。

4項山北中学校費、1目学校管理費は163万3,000円の減額で、国の基準の変更により除菌清掃委託料を減額するものでございます。

5項幼稚園費、1目幼稚園費は6万円の増額で、アルコール消毒液を購入するものでございます。

6項社会教育費、1目社会教育総務費は14万円の増額です。成人式開催事業で立食パーティー中止に伴い、食料費を減額し記念品を追加するものでございます。それと、成人式の映像美術業務委託料は式典の様子を視聴覚ホールで保護者に観覧できるようにするものでございます。

4目生涯学習センター費は17万4,000円の増額で、生涯学習センターにアクリルパーテーションや防疫品等を購入するものでございます。

11款公債費、1項公債費、1目元金は86万8,000円の増額で、平成21年度借入れの臨時財政対策の利率見直しにより元利均等償還で借り入れているため利率が下がった分元金の償還額が増となったものでございます。

2目の利子については借入利率が0.005%で確定したため683万7,000円を減額するものでございます。

22、23ページをお開きください。

13款予備費は4,924万4,000円を減額するものでございます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第84号について質疑に入ります。  
質疑のある方はどうぞ。

9番、児玉洋一議員。

9番児玉 9番、児玉でございます。

まずは、9ページの歳入のところの上の小中学校費補助金の公立学校情報機器整備事業G I G Aスクールサポーター、それと19ページにG I G Aスクールの事業支援業務委託、この辺が関わってくるかと思うんですが、この部分についての説明、もう少しちょっと詳しく。どのような態勢にこれからなっていくのかといったところをもう少し詳しくお願いいたします。

議長 学校教育課長。

学校教育課長 それでは、G I G Aスクールにつきましては、今、議員さんおっしゃいますとおりに 19 ページのG I G Aスクール事業支援委託事業、こちらの418万円の分の2分の1がこの歳入のことになってございます。

この事業内容につきましては、1月から3月、この間にG I G AスクールのといいますかI C T支援をしていただく方を2名派遣していただくような委託事業でございます。これによりまして、G I G Aスクール1人1台パソコンが1月中に入る予定でございますので、それと、また補正で認めていただきました電子黒板とその辺の情報機器を十分活用できるようにI C T支援の方の助言を受けながら、この先、来年以降も見据えた機器の活用等をしっかりやっていきたいというふうに考えております。

議長 長 児玉洋一議員。

9番児玉 児玉です。

今、2名の方の派遣と伺いましたけども、こちらは学校関係者ではなくて完全にI C T機器の専門の方というんですかね、それに特化した方という形ですか。

議長 長 学校教育課長。

学校教育課長 おっしゃるとおりで、学校関係者というよりも、そういうI C T機器等に精通した方を考えております。

議長 長 9番、児玉洋一議員。

9番児玉 児玉です。

いよいよこういう時期でございますので、コロナの関係で、このG I G A スクールの部分もある程度スピード感を持って対応せざるを得ない状況だと思っておりますので、しっかりとこの辺りを対応進めていただきたいと思います。

以上です。

議 長 ほかに質疑の方はどうぞ。

13番、石田照子議員。

13 番 石 田 13番、石田でございます。

13ページの総務費のところの財産管理費なんですけれども、町貸付家屋解体工事のところ、法定相続人がいないので町が解体したということなんですけれども、そうするとこの259万6,000円というのは回収できない金額ということでよろしいんですか。

議 長 財務課長。

財 務 課 長 町貸付地家屋の解体工事の件でございますけども、ここは、いわゆる町がまた貸しをしている土地でございます。地権者から町が土地を一回借りてます。その契約の中には、町が地権者に返還するときには、町が更地にして返すという契約と条項になってます。さらには、町が、今度第三者に貸し付けてるときには、第三者が家屋を解体して返還するという契約になってますが、その方独身の方でお亡くなりになりまして、法定相続人が1名いらしたんですけども相続放棄をされてしましまして、相続人が今いない状況になってます。町の顧問弁護士ともいろいろ相談してアドバイスをいただいたんですけども、親族の方がいましたのでその方と今お話を交渉して、その歳入を雑収入のほうで今見てる状況で、可能な限り分割でも入れてもらうような形で交渉したいと考えております。

議 長 よろしいですか。

ほかに質疑の方はどうぞ。

9番、児玉洋一議員。

9 番 児 玉 9番、児玉です。

すみません、また19ページ、21ページなんですけど、私の知識不足だったら大変申し訳ございませんが、学校管理費の除菌清掃業務委託料が国の基準

によって何か変更になったという話でした。この辺りが、除菌清掃業務委託がなくなったという解釈だと思うんですが、この辺りちょっともう少し説明していただいてもよろしいですか。

議 長 学校教育課長。

学校教育課長 この件につきましては、8月のときの補正で、お認めいただいた部分で、学校内トイレ等の除菌を川村と山北中学校でということで上げさせていただいてお認めいただいた経緯がございます。その執行の段階になりまして、8月になるんですけれども、やはり国のほうから、文部科学省のほうから学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルというものが出ております。そこで、8月になりましてトイレや洗面所は家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒の作業は必要ありませんというのが示されました。それを受けまして、今、通常の清掃活動しております。ただ、全額減額をしたというわけではなく、毎年夏休みにトイレの業者を入れて便器等の清掃をしております。それをそれぞれ冬休み、春休み1回ずつやる分を残しまして減額をさせていただいた次第でございます。

議 長 児玉洋一議員。

9 番 児 玉 児玉です。

分かりました。本来もう少し手厚くやろうかと思ったけれども、そこまでやらなくていいよという話になったということと、ただ、そうは言っても家庭用洗剤で先生たちがどうしてもまだやらなきゃいけないとか、そういう形で何か負担がまだ残っているよみたいなどころはないですかね。

議 長 教育長。

教 育 長 清掃について今、先ほど課長のほうが説明しましたように、学校の新しい生活様式ということで、かなり分厚いマニュアルが出てます。今回、ここで、また来ました、12月に来まして第5つ目のバージョンということで、最初に提案させていただいたときには、トイレ掃除については感染リスクが高いということで。それまでは、教師が生徒が帰った後やりました。国、県のほうからスクールサポーターという、そういう人材を派遣していただきましたので、そういった方も活用しながら進めてきたんですけども、文科省のほうで清掃については通常の家庭で使っている消毒液、それを使って全然問題な

いという指針が出ましたので、それを受けて今課長が説明したような形になっています。したがって、今現在、子どもたちと先生と一緒に清掃活動を実施していくということで、特に教師に大きな負担がかかっているということではございません。

議 長 ほかには質疑のある方はどうぞ。

1 番、瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 11ページの歳入のほうの丹沢湖砂利売払代金と、19ページの浚渫の委託料196万3,000円なんですけど、どういったものから払った後、差額は何に充てているんでしょうか。

議 長 財務課長。

財 務 課 長 砂利の代金のお話ですね。丹沢湖砂利の売払につきましては、砂利を売った経費とかかった経費の差額分については、従来3月が多いんですけども、財政調整基金のほうに砂利分ということで積立てをしております。その分も含めて財政調整基金の端数が今50万4,000円出てると思うんですけども、その分が砂利分ということでございます。

議 長 再質問はありますか。

1 番 瀬 戸 いえ、積み立てているということですねということ。

議 長 13番、石田照子議員。

13 番 石 田 13番、石田です。

ただいまの財政調整基金のところなんですけれども、このコロナの関係で財政調整基金からも取崩しがあったかと思えます。また、先ほどの御説明では令和3年の減収の見込みのために積み立てていると。そして、先ほどの浚渫料もここに積み立てるというお話でしたけども、町との考え方として、やはり、ある程度この辺に余裕がないと財政的に厳しいかと思うんですけども、寄附等、余裕が出たときには財政調整基金に積極的に積み立てていくという考え方でよろしいんでしょうか。

議 長 副町長。

副 町 長 町の財政運営は、基本的にコロナウイルスのほうは財政調整基金を取り崩して対応したということじゃありません。国からの臨時交付金の中で対応しています。

それから、財政調整基金なんですけども、地方交付税の段階で交付団体と不交付団体、山北町は交付してもらっている団体なんです。交付団体が地方交付税をもらっている団体があまり財政調整基金を貯めちゃうと、交付団体、この辺でいうと箱根町なんか交付団体ですけども、非常に財政的には苦しい。逆に地方交付税が1円もこないわけですから。そうすると、そういうところから苦情が大きく出てるということもありまして、調書のほうでは、財政調整基金はあまりにも手をつけずに公共施設整備基金のほうに積立て、取崩しという形でやっています。そして、今回、財政調整基金の1億円というのは、来年の中で当初予算の中で税収が大きく落ち込むというのを予測した中でやっていくことでありまして、これは財政的に今年度少し余裕があるから積んだということであって、毎年積めるというもんじゃなくて、財政的に少し余裕があったから財政調整基金で積み立てている。ただし、来年当初には、完全にこのお金は取り崩さなきゃいけないということでございます。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 そうしますと、積み立てる上限みたいなものも交付団体だとあるのかもしれないんですけど、今現在、この財政調整基金の積立てというのはどのくらいの金額になってるんですか。

議 長 財務課長。

財 務 課 長 決算議会のほうでお示ししたと思うんですけども、大体6億前後の積立残高が今あると思います。ここで一応積む予定ですと、それが増えるんですけども、今、副町長の御説明のとおり、これは満額当初より取り崩す予定でおりますので、現在高については変わらないという状況です。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 説明よく分からなかった。  
満額取崩しなので金額は変わらない。

議 長 財務課長。

財 務 課 長 すみません、言葉が足りなくて。

今回積立てしたものは、令和3年度用の当初予算用の財源ですので、この1億について満額取り崩しますということでございます。

議 長 ほかによろしいですか。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、議案第84号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議長 起立全員。よって議案第84号は原案どおり可決されました。

日程第10、議案第85号、令和2年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第85号、令和2年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)。

令和2年度山北町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ14億7,987万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月7日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、国民健康保険事業納付金の増であり、歳入歳出総額をそれぞれ2,000万円増額補正するものであります。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議長 保険健康課長。

保険健康課長 それでは、議案第85号、令和2年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について御説明申し上げます。

2、3ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、4款の繰入金を2,000万円増額を行うものでございます。

歳出につきましては、1款の総務費から7款の予備費まで、歳入と同額の2,000万円の増額を行うものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

4、5ページをお開きください。

歳入でございますが、4款1項1目の一般会計繰入金を国民健康保険事業納付金に充てるため2,000万円の増額を行うものでございます。

歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費につきましては、神奈川県町村情報システム共同事業組合負担金ですが、税制改正に伴う国保システム改修分の確定によるもので、18万7,000円の増額でございます。

3款1項1目の一般被保険者医療給付費分につきましては、国庫事業納付金の確定によるもので1,077万円の増額でございます。

3款2項1目の一般被保険者後期高齢者支援金等分につきましては、国保事業費納付金の確定によるもので193万5,000円の増額でございます。

3款3項1目の介護納付金分につきましては、国保事業費納付金の確定によるもので60万9,000円の減額でございます。

6、7ページをお開きください。

7款1項1目の予備費につきましては、調整の結果771万7,000円を増額させていただくものでございます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第85号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、議案第85号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議長 起立全員。よって、議案第85号は原案どおり可決されました。

日程第11、議案第86号、令和2年度山北町下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第86号、令和2年度山北町下水道事業特別会計補正予算(第3号)。令和2年度山北町の下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ720万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億1,378万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月7日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なもの消費税の確定に伴うものであり、歳入歳出予算総額をそれぞれ720万円減額補正するものでございます。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長 それでは、議案第86号、令和2年度山北町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について御説明いたします。

今回の補正の概要につきましては、消費税納付額の確定によるものや新型コロナウイルス感染症にかかる対策として事業の執行を抑制したため、委託料の削減による補正をするものでございます。

9ページ、10ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

3款国庫支出金を720万円減額し、補正後の額は4億1,378万8,000円でございます。

続きまして、歳出でございます。

1款総務費から4款予備費まで、歳入と同額の720万円減額するものでござ

ございます。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

11ページ、12ページをお開きください。

歳入でございます。

3款1項1目下水道費補助金につきましては、コロナ対策による事業執行抑制のためストックマネジメント策定業務を先送りし、国の交付金を720万円減額するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費の公課費を163万7,000円増額するもので、これは消費税納付額の確定によるものでございます。

2目排水施設管理費につきましては、事業執行抑制のため委託料のストックマネジメント策定業務と事業計画の変更の執行抑制により1,575万1,000円を減額するものでございます。

4款予備費につきましては691万4,000円を増額し、補正後の額は781万2,000円でございます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第86号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、議案第86号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議長 起立全員。よって、議案第86号は原案どおり可決されました。

日程第12、議案第87号、令和2年度山北町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町議長 議案第87号、令和2年度山北町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)。

令和2年度山北町の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ330万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ13億1,661万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月7日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、法改正によるシステム改修に伴うものであり、歳入歳出それぞれ330万円増額補正するものであります。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長  
保 険 健 康 課 長

保険健康課長。

それでは、議案第87号、令和2年度山北町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

14、15ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、5款の国庫支出金と7款の繰入金について330万円の増額を行うものでございます。

歳出につきましては、1款総務費と5款の基金積立金、併せて歳入と同額330万円増額するものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

16、17ページをお開きください。

歳入でございますが、5款2項4目の事業費補助金につきましては介護保険システムの改修事業確定によるもので国からの補助金が2分の1で、87万2,000円の増額でございます。

5款2項8目に保険者機能強化推進交付金につきましては確定によるもので、21万1,000円の増額でございます。

5款2項9目の保険者努力支援交付金につきましては確定によるもので134万4,000円の増額でございます。

7款1項1目の一般会計繰入金につきましては介護保険システム改修事業を事務費として繰り入れるもので、87万3,000円の増額でございます。

歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費につきましては、介護保険指定機関等管理システム負担金と神奈川県町村情報システム共同事業組合負担金の確定によるもので、138万7,000円の増額でございます。

1款3項2目の認定審査会共同設置負担金につきましては足柄上地区介護認定審査会共同設置負担金で、介護保険法改正に伴うシステム改修費で35万8,000円の増額でございます。

5款1項1目の介護保険給付費基金積立金につきましては、保険者機能強化推進交付金と保険者努力支援交付金の確定によるもので155万5,000円の増額でございます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第87号について質疑に入ります。  
質疑のある方はどうぞ。  
質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第87号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、議案第87号は原案どおり可決されました。  
日程第13、議案第88号、足柄上衛生組合規約の変更についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第88号、足柄上衛生組合規約の変更について。  
足柄上衛生組合規約を変更することについて、別紙のとおり協議するものとする。

令和2年12月7日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、南足柄市及び足柄上郡5町で介護認定審査会を

共同設置するため、足柄上衛生組合の規約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により協議をしたいので、同法290条の規定により議決を求めるため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長  
保 険 健 康 課 長

保険健康課長。

それでは、議案第88号、足柄上衛生組合規約の変更について御説明申し上げます。

南足柄市及び足柄上郡5町で介護認定審査会の共同設置事務について、令和3年10月から足柄上衛生組合から南足柄市へ移管して運営するため、足柄上衛生組合の規約の変更が必要になります。地方自治法290条の規定により、議会の議決を得るため提案するものです。

1枚おめくりください。

足柄上衛生組合規約の一部を次のように変更する。

それでは、新旧対照表で御説明申し上げます。

1ページ目をお開きください。

組合の共同設置する事務。第3条第4号、介護認定審査会事務に関することを削る。

それでは、1枚お戻りいただき、改正文を御覧ください。

附則。この規約は、令和3年10月1日から施行する。

説明は以上でございます。

議 長

説明が終わりましたので、議案第88号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

9番、児玉洋一議員。

9 番 児 玉

9番、児玉でございます。

ここは全員協議会で説明があったところだと思いますんで、あえて、ここは本会議場ですから同じ質問させてもらいますが、ここの足柄上衛生組合介護認定審査事務が削られた背景、この辺りをいま一度御説明いただきたいと思っております。

議 長  
保 険 健 康 課 長

保険健康課長。

そもそも足柄上衛生組合のほうでは、もともと介護認定審査会の事務は

行っておりませんでした。それをなぜ行うようになったかといいますと、し尿処理の事務がなくなった関係で職員が余った、余ったと言っちゃあれなんですけども、そういう余分になった関係で介護事務を開成町と南足柄市でそれぞれやっていたところを、開成町は足柄上郡の代表でやってたんですけども、それを一括して上衛生のほうに持っていったという経緯がございます。

ここで、足柄上衛生組合のほう、職員のほうが定年退職等、この事務等が行えないというような事情もございまして、そういった意味で、これから新しいシステムに移行することで安全性も確保されるという意味で南足柄市のほうに移管という経緯でございます。

議 長 児玉洋一議員。

9 番 児 玉 児玉でございます。

共同設置といったところでございますが、特にここは山北町としての大きな負担、人的というか費用的な部分も含めてそんな大きな負担というのは特に発生しないという解釈でよろしかったでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 特段、大きく予算的に増えるといったものではございません。

議 長 ほかにもございますか。

1 番、瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 町民的には、受ける側として、どのような、今度何がよくなるよ、スムーズになるよとかということがあったらお願いします。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 認定を受けるまでの期間が、今まで 45 日ほどかかっていたものが約 2 週間短縮ということで、1 か月ぐらいで下りるといったものがメリットになります。

議 長 瀬戸議員、よろしいですか。

1 番 瀬 戸 はい。

議 長 ほかにもございますか。

質疑が終わりましたので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第88号を採決いたします。  
原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、議案第88号は原案どおり可決されました。  
以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、散会といた  
します。 (午後1時57分)